
第 2 期

雲南市 子ども・子育て支援事業計画

(案)

令和 2 年 3 月

雲 南 市

第1章 計画の策定にあたって	1
【1】計画策定の社会的背景	1
【2】本市における子育て支援施策と策定趣旨	3
【3】計画の位置づけ	3
【4】計画の期間	5
【5】計画の対象	5
【6】策定の体制	5
第2章 本市の子ども・子育てを取り巻く環境	6
【1】人口等の動き	6
1. 人口・世帯数の推移	6
2. 人口動態	7
3. 年齢別人口構成	7
4. 世帯構成の状況	8
5. 出生数の推移	8
6. 年齢別就業率	9
7. 就学前児童の人口推計結果	10
【2】子ども・子育て支援制度の概要	11
1. 制度の目的	11
2. 施設や事業等について	11
3. 保育の必要性の認定区分	13
4. 地域子ども・子育て支援事業	14
5. 子育てのための施設利用給付	16
【3】子育て支援施設の状況	18
1. 子育て支援施設の状況	18
2. 各種事業の確保量と実績	23
【4】第1期子ども・子育て支援事業計画の点検・評価	30

1. 施策の取り組み結果と課題	30
【5】利用意向把握調査（ニーズ調査）の実施.....	39
【6】関係団体ヒアリング調査の実施	39
第3章 本市における子育て支援の成果と課題	40
第4章 子育て支援の基本的な考え方	45
【1】基本理念	45
【2】基本目標と取り組み方針	45
【3】施策の体系	46
第5章 施策の展開	47
【基本目標1】地域で安心して子育てできる環境づくり	47
【基本目標2】子育てと仕事を両立できる社会づくり	55
【基本目標3】子どもの生きる力を育てるまちづくり	60
【基本目標4】親子の健やかで安心な暮らしづくり	66
第6章 子ども・子育て支援事業	71
【1】子育て支援施設・事業の整備方針	71
【2】教育・保育提供区域の考え方	71
1. 教育・保育提供区域とは	71
2. 本市における区域設定の考え方	71
【3】子ども・子育て支援事業の「量の見込み」について	72
【4】提供体制の確保の内容等	73
第7章 計画の推進にあたって	87
その他	88

《資料編》 別冊

目次

【1】利用意向把握調査（ニーズ調査）の回答.....	1
1. 親族等からの支援の状況.....	1
2. 保護者の就労状況.....	2
3. 就学前児童の子育て支援施設・事業の利用状況.....	3
4. 子育て支援センターの利用について.....	7
5. 就学前児童の病気やケガ時の対応について.....	7
6. 就学前児童の一時預かり等について.....	8
7. 就学前児童の宿泊を伴う預かりの状況について.....	9
8. 就学前児童の小学校入学後について.....	10
9. 育児休業制度の利用について.....	12
10. 子育て全般について.....	13
【2】関係団体ヒアリング調査回答.....	17
1. 子育て環境の現状.....	17
2. 子育て環境に関する成果と課題.....	18
3. 地域的な問題点や課題.....	19
4. 保護者の事業に対するニーズ.....	21
5. 子育ての不安や悩み.....	22
6. 運営上の課題.....	23
7. 今後、取り組むべきこと.....	24
8. 児童虐待について.....	26
9. 雲南省の今後の取り組み.....	27
10. 行政に期待する支援策.....	28
11. その他の意見.....	29

第1章 計画の策定にあたって

【1】計画策定の社会的背景

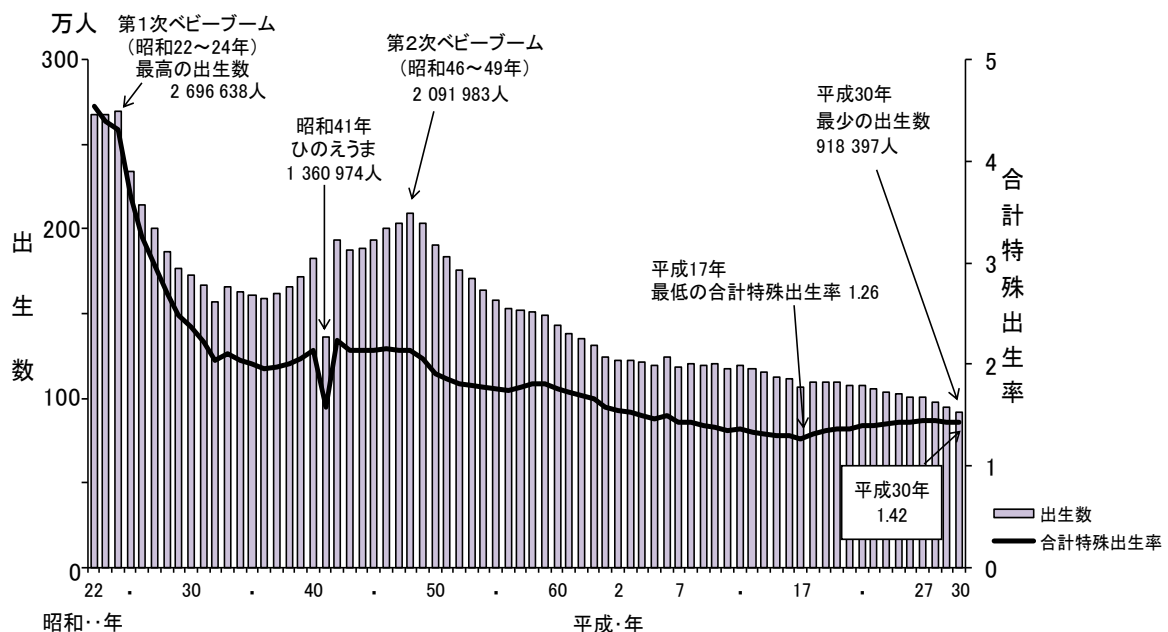
わが国では、平成元年の「1.57 ショック」を機に、国の少子化対策が本格化し、平成6年12月「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について(エンゼルプラン)」が発表され、以降の子育て支援施策の基本的な枠組みが示されました。

平成11年12月、「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について(新エンゼルプラン)」が策定され、その後、平成15年7月には、少子化の流れを変え、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ成長する社会を形成することを目的とした「少子化社会対策基本法」と、「次世代育成支援対策推進法」が制定され、新たな取り組みが展開されました。

しかし、依然として出生率の低下などを要因とした少子化が進行しています。

このような急激な少子化の進行と家庭や地域をとりまく環境の変化に対応するため、国においては、平成24年8月、「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連3法」が制定されました。この関連3法に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から施行され、待機児童の解消をはじめ、子どもや子育て家庭への支援がすすめられることになりました。これを受けて、各市町村及び都道府県では、5年を1期とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、市町村が実施主体となり、子育て環境の充実が図られてきました。この間、国においては新たな支援も加えられ、各自治体では、令和2年度を開始とする第2期の「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、現状に即した子育て環境充実への取り組みが期待されています。

◆出生数及び合計特殊出生率の年次推移(全国平均)◆



資料:平成30年(2018)人口動態統計月報年計(概数)

子ども・子育て関連3法
1.子ども・子育て支援法 2.認定こども園法の一部改正法 （就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律） 3.子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法 （子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）

子ども・子育て支援制度のポイント
●認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（施設型給付）及び小規模保育等への給付（地域型保育給付） ●認定こども園制度の改善 ・幼保連携型認定こども園の認可・指導監督を一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ ●地域の子ども・子育て支援の充実（利用者支援、地域子育て支援拠点等） ●基礎自治体（市町村）が実施主体 ・市町村が地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施 ・国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える ●社会全体による費用負担 ・消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提 ●子ども・子育て会議の設置 ・有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与（市町村等における設置は努力義務）

平成27年以降の国の方針等について
◆少子化社会対策大綱（第3回目）（平成27年3月） ・重点課題の一つ「子育て支援施策を一層充実させる」 「『子ども・子育て支援新制度』の円滑な実施」「待機児童の解消」「『小1の壁』の打破」 ◆次世代育成支援対策推進法（平成27年4月） ・有効期限を10年間延長 ◆子ども・子育て支援法改正（平成28年4月） ・「仕事・子育て両立支援事業」の創設、「企業主導型保育事業」の導入 ◆ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月） ・「子育ての環境整備」「すべての子供が希望する教育を受けられる環境の整備」 ◆働き方改革実行計画（平成29年3月） ・「子育て・介護等と仕事の両立、障害者の労働」を目指す

◆子育て安心プラン(平成29年6月)

・「待機児童解消のための受け皿整備」「女性の就業のM字カーブ解消」

◆新しい政策パッケージ(平成29年12月)

・「幼児教育の無償化」「待機児童の解消」

幼児教育・保育の無償化は令和元年10月1日から実施されることとなった。

【2】本市における子育て支援施策と策定趣旨

本市における子育て支援施策については、「第2次雲南市総合計画」における基本的な考え方を踏まえ、平成22年3月「雲南市次世代育成支援行動計画(後期計画)」を策定しました。この計画では「安心して子育てのできる支えあいのあるまち うんなん」を基本理念に掲げ、子どもが健やかに育ち、子どもと子育てにやさしい社会の構築を目指し、様々な施策を総合的に推進してきました。

子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、子ども・子育て支援法に基づき記載する事項に加え、雲南市次世代育成支援行動計画(後期計画)を引き継ぐ計画としても位置付けて、平成27年3月に「雲南市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、様々な施策を推進してきました。この度、計画期間が終了するため、第2次計画を策定するものです。

この計画では、本市で生まれ育つ子、新たに本市に定住し育っていく子すべての子どもが健やかに成長する環境と、地域全体で子育てを支える取り組みのさらなる充実を図ることを目的とし、すべての子育て家庭において、子どもを安心して産み育てることができるよう、子育て支援の指針・施策を明らかにするとともに、子育て支援策のより一層の充実を引き続き目指していきます。

【3】計画の位置付け

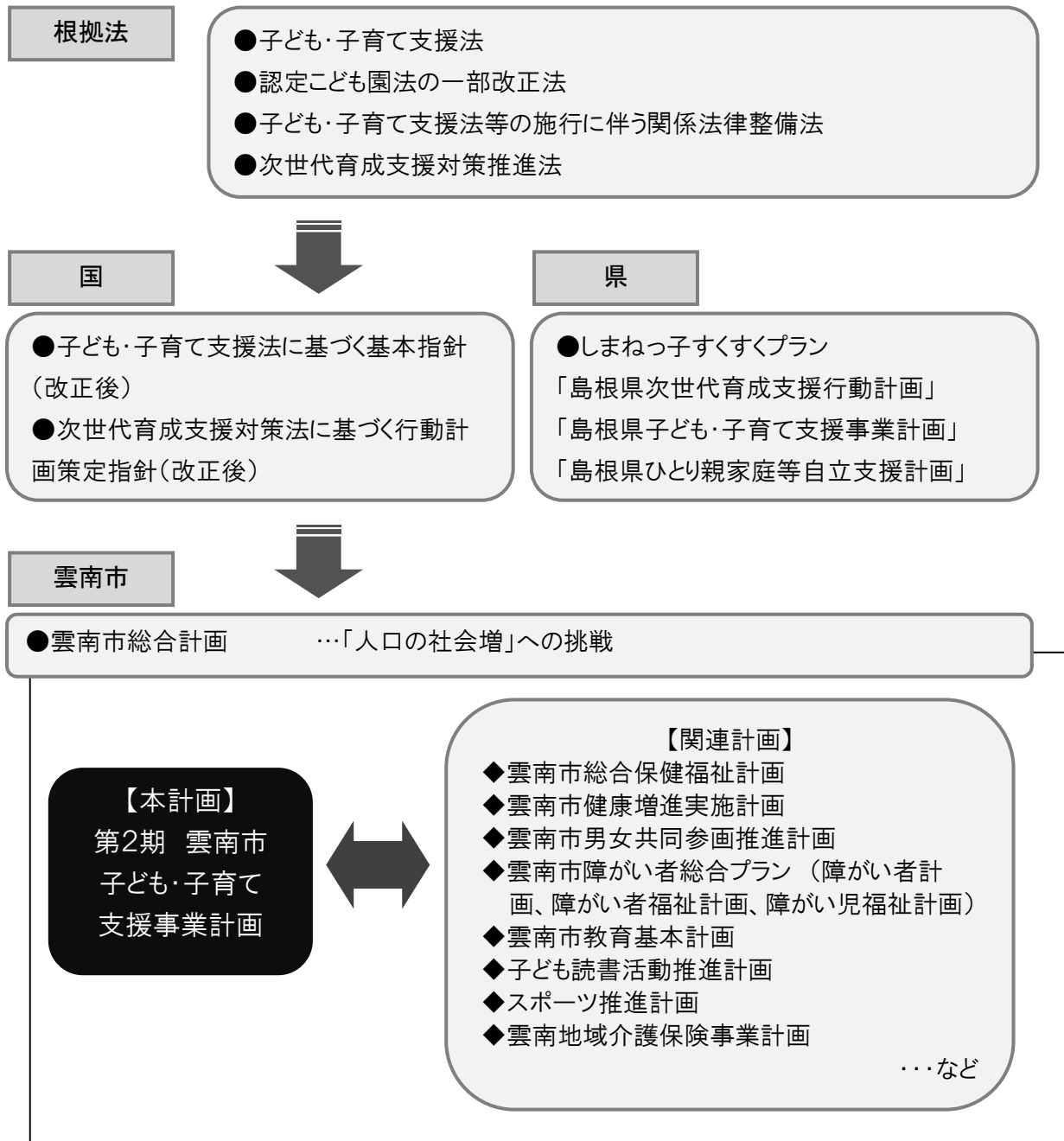
本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置付けられます。その上で、国から示された「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に即して、計画期間における「子どものための教育・保育給付(幼稚園や保育所などへの入所支援)」及び「地域子ども・子育て支援事業(子育て支援のための施策や事業)」の事業量の見込み、並びにそれらの提供体制確保策を定めています。

また、次世代育成支援対策のため有効期限が延長された次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく行動計画と一体のものとして取り組みます。併せて、「新・放課後子ども総合プラン」における市町村行動計画を包含するものとします。

本計画は、上位計画である「第2次雲南市総合計画(後期基本計画)」をはじめ、「雲南市総合保健福祉計画」「雲南市男女共同参画計画」等、関連する他の部門計画との整合にも配慮するものです。

また、計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に考慮するとともに、新たな課題や環境の変化に柔軟に対応できるように配慮します。

◆関連計画との整合イメージ◆



なお、本計画においては、国が示す「教育・保育施設(幼稚園、保育所、認定こども園などを総称して)」を「子育て支援施設」と表記し(制度名称や法令文等は除く)、「保育所」「保育園」は国に準じて「保育所」で表記を統一しています(固有名称を除く)。

【4】計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。令和3年度以降、随時評価・見直しをします。令和6年度に、それまでの取り組みの評価・見直しを踏まえて策定作業を行い、令和7年度からの次期計画につなげます。

	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度
【本計画】雲南市 子ども・子育て 支援事業計画	本計画						
		見直し					
					策定作業	次期計画	

【5】計画の対象

本計画の対象は、子どもとその家庭、地域、企業(事業所)、関係機関、行政など、子ども・子育てに関わる全ての個人及び団体とします。また、本計画において「子ども」とは、18 歳までを指します。

【6】策定の体制

「雲南市子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたっては、「雲南市子ども・子育て会議」を設置し、子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項に規定する事項(子ども・子育て支援事業計画の内容や、保育所等の施設の定員設定のあり方等)を審議しました。

第2章 本市の子ども・子育てを取り巻く環境

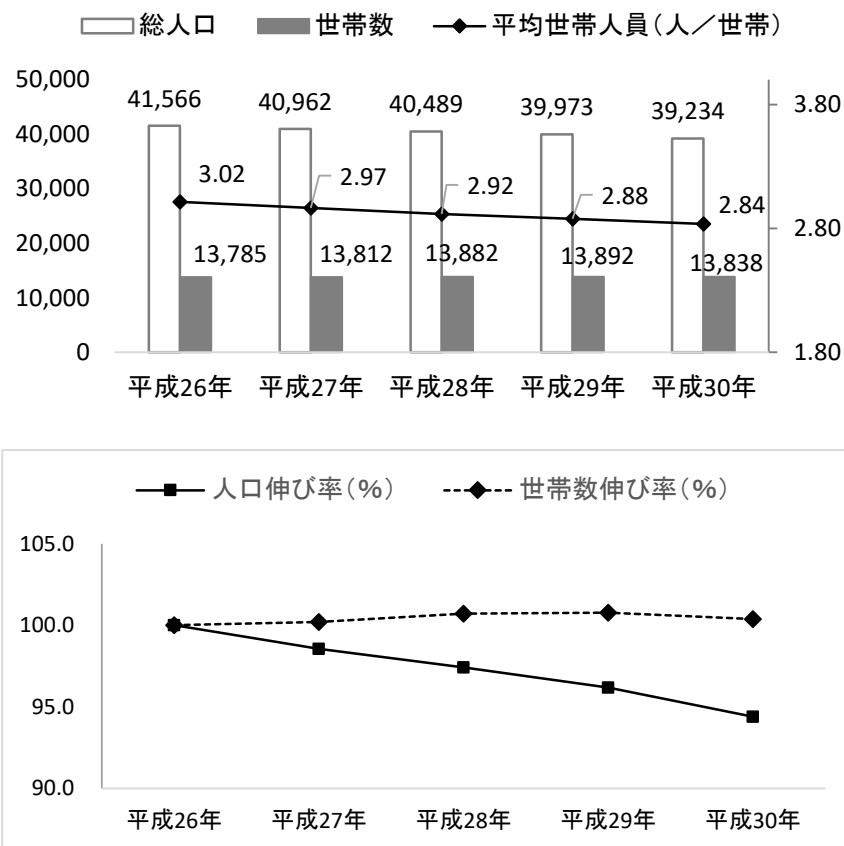
【1】人口等の動き

1. 人口・世帯数の推移

本市の人口は、平成30年3月時点で 39,234 人と、この 5 年で約 2,300 人の減少（平成26年を 100.0 とした場合 94.4）となっています。

1世帯あたりの人口数を示す世帯人員は、平成26年の 3.02 人から平成30年で 2.84 人と、ゆるやかに小家族化傾向にあります。

◆人口・世帯数の推移◆



	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
人口	41,566	40,962	40,489	39,973	39,234
世帯数	13,785	13,812	13,882	13,892	13,838
世帯人員（人／世帯）	3.02	2.97	2.92	2.88	2.84
人口伸び率（％）	100.0	98.5	97.4	96.2	94.4
世帯数伸び率（％）	100.0	100.2	100.7	100.8	100.4

資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

2. 人口動態

人口の動きである「人口動態」をみると、出生、死亡の差からみる「自然動態」は近年マイナスで推移しています。つまり、死亡者数が出生者数を上回っている状態にあります。転入、転出からみる「社会動態」についても、転出者数が転入者数を上回るマイナスを示し、転出超過傾向が継続しています。

平成30年では、自然動態がマイナス478人、社会動態がマイナス304人であり、合計782人の人口減少となっています。この人口減少数は、平成26年からの減少数で最も多くなっています。

	自然動態			社会動態		人口動態 (g)	
	出生者数 (a)	死亡者数 (b)	(c)	転入者数 (d)	転出者数 (e)		(f)
平成 26 年	267	628	-361	830	-1,052	-222	-583
平成 27 年	224	614	-390	963	-1,055	-92	-482
平成 28 年	260	622	-362	1,008	-1,072	-64	-426
平成 29 年	252	626	-374	711	-1,049	-338	-712
平成 30 年	219	697	-478	742	-1,046	-304	-782

注：(c)=(a)-(b)、(f)=(d)-(e)、(g)=(c)+(f)

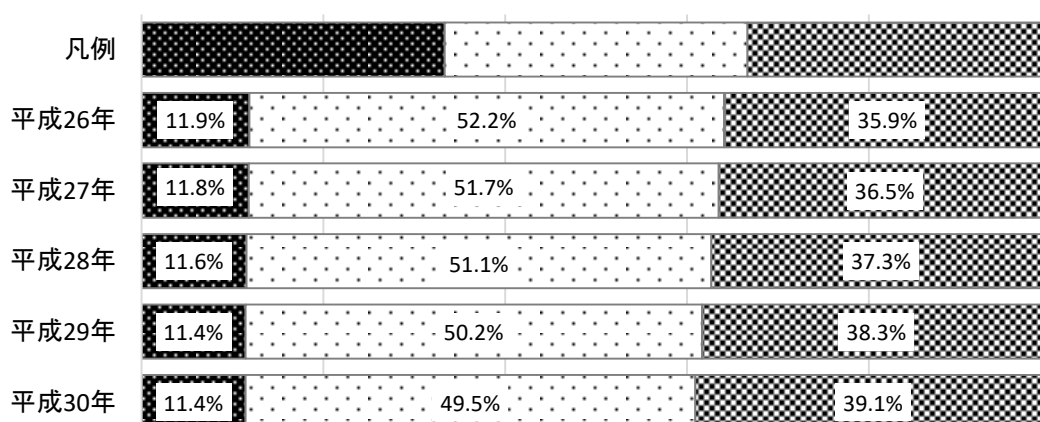
〈出典〉島根の人口移動と推計人口（10月1日現在）

3. 年齢別人口構成

本市の高齢化率は3割以上で、増加傾向で推移しており、平成30年3月現在で39.1%とほぼ4割に達しています。一方、14歳以下の年少人口は減少傾向で推移しています。本市においても少子高齢化の進行がうかがえます。

◆年齢3区分別人口構成比◆

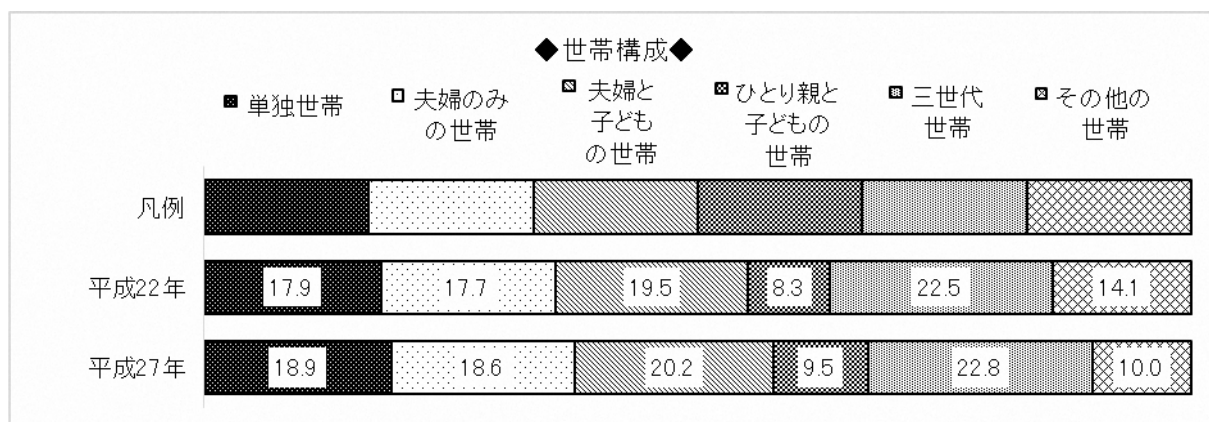
■ 年少人口 14歳以下 □ 生産年齢人口 15歳～64歳 ▨ 老年人口 65歳以上



〈出典〉島根県の人口移動と推計人口（10月1日現在）

4. 世帯構成の状況

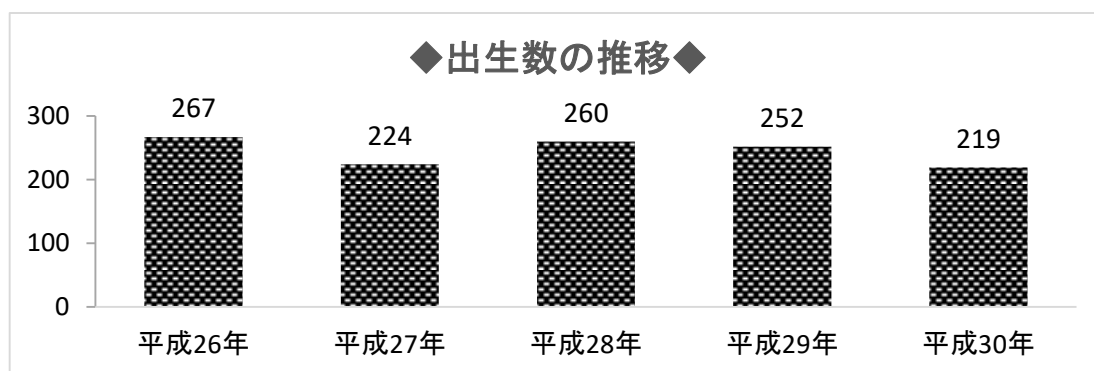
平成22年から平成27年の5年間で、世帯構成に大きな変化は見られません。単独世帯を除く核家族はあわせて48.3%と半数近くになっています。



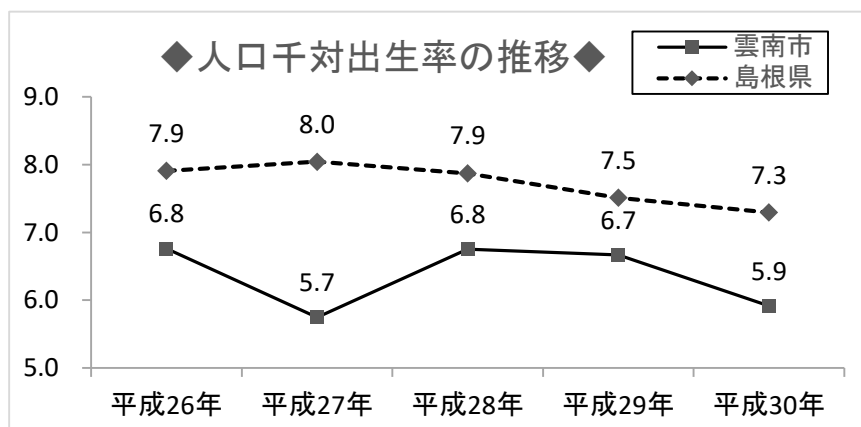
出展：国勢調査（平成27年）

5. 出生数の推移

出生数は、近年増減を繰り返しながら推移していましたが、平成30年は過去5年間で最も少ない219人に減少しています。人口千人あたりの出生率は、島根県の平均を下回って推移しています。



出典：島根県の人口移動と推計人口（10月1日現在）

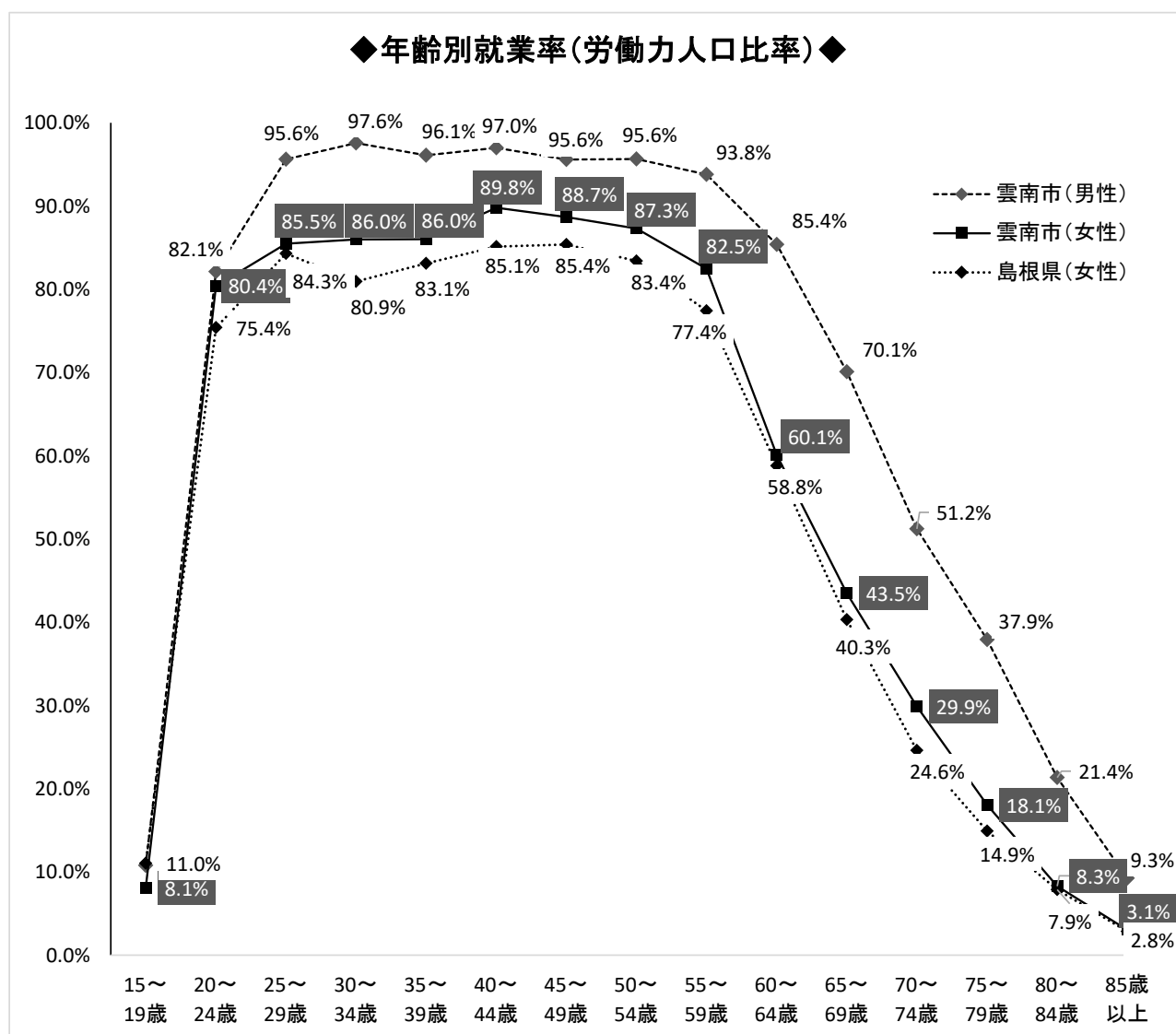


出典：島根県の人口移動と推計人口（10月1日現在）

6. 年齢別就業率

本市における女性の就業率をみると、全体的に島根県を上回っており、共働き世帯が多い地域であることが伺えます。子育てが落ち着く40歳代になるとやや就業率が上がりますが、「婚姻～子育て開始時期」に就業率が減少するいわゆる「M字カーブ」が見られるほどではありません。

今後、就労を希望する女性に対するより一層の支援が期待されています。

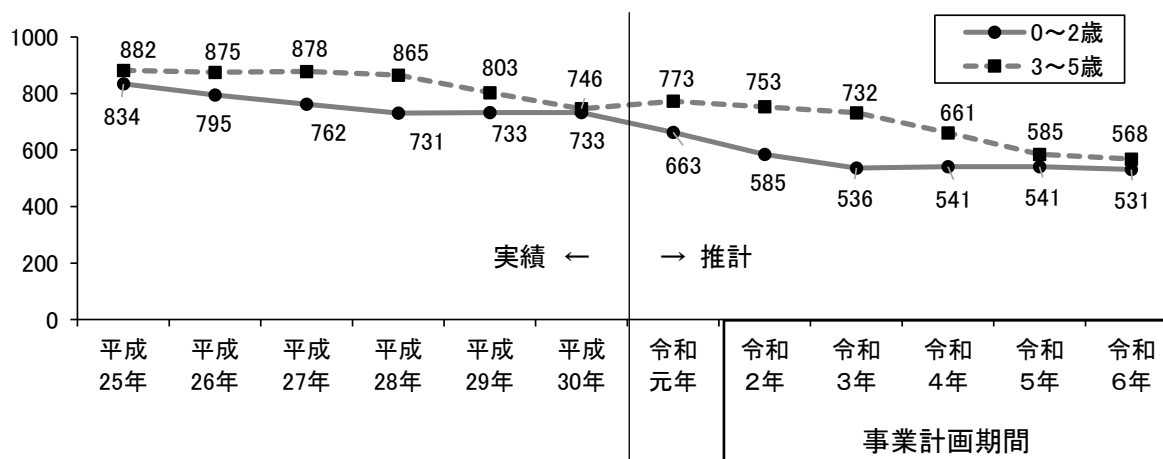


出典: 国勢調査(平成27年)

7. 就学前児童の人口推計結果

子どもの人口の推計結果については、減少傾向にあります。今後5年間は0～2歳児、3～5歳児とも、減少傾向が続くと予測されます。

◆子どもの人口推計結果◆



	実績値 ←						→推計値					
	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0～5歳	1716	1670	1640	1596	1536	1479	1436	1338	1268	1202	1126	1099
0～2歳	834	795	762	731	733	733	663	585	536	541	541	531
0歳	260	254	228	251	246	210	180	184	177	174	173	170
1歳	267	263	261	226	260	257	228	178	179	182	180	176
2歳	307	278	273	254	227	266	255	223	180	185	188	185
3～5歳	882	875	878	865	803	746	773	753	732	661	585	568
3歳	277	304	289	270	252	227	262	247	220	183	180	192
4歳	295	277	311	289	265	256	248	259	251	222	182	187
5歳	310	294	278	306	286	263	263	247	261	256	223	189
6～11歳	1964	1910	1899	1844	1814	1785	1764	1716	1656	1633	1593	1497
6歳	300	311	304	269	306	282	264	265	245	266	258	218
7歳	328	298	318	319	267	307	305	267	268	241	267	255
8歳	309	324	301	314	315	265	288	303	264	262	237	266
9歳	341	309	324	306	312	316	284	289	301	265	266	236
10歳	332	338	312	313	304	313	310	285	291	305	261	262
11歳	354	330	340	323	310	302	313	307	287	294	304	260

注: 人口の推計にあたっては、実績値(平成26年～平成30年)として、島根県が毎年公表している「(推計人口)市町村・年齢(各歳)別人口(10月1日現在)」を用いるとともに、国立社会保障・人口問題研究所が推計した、令和2年と令和7年の推計結果を用いたコーホート変化率法で算出しています。コーホート変化率法とは、コーホート(同期間に出生した集団＝年齢層のかたまり)ごとの、対象期間の人口増減を変化率としてとらえ、その率が将来も大きく変化しないものと仮定して推計する方法です。出生の見込み数は婦人子ども比を基に算出しました。推計結果には、本市の総合計画で目標として定めた施策増加人数(子ども(0～14歳)で10年間で250人)を反映させています。

【2】子ども・子育て支援制度の概要

1. 制度の目的

子ども・子育て支援制度とは、幼児期の学校教育や保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために制定された 3 つの法律「子ども・子育て関連3法(平成24年8月22日公布)」に基づく新たな制度のことで、平成27年度(平成27年4月)から施行されました。

この制度は、すべての子どもに良質な子育て環境を保障し、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目的とする取り組みです。

「子ども・子育て関連3法」は、本計画の根拠法となるものです。

子ども・子育て関連3法
●子ども・子育て支援法 ●認定こども園法の一部改正法 ●子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法

2. 施設や事業等について

子ども・子育て支援法のサービスは、大きく分けて次のとおりです。

子ども・子育て支援給付	地域子ども・子育て支援事業
(1) 子どものための教育・保育給付 ① 施設型給付^{注1} ☐ 認可保育所、認定こども園、幼稚園を通じた共通の給付(認可保育所、認定こども園、幼稚園は「教育・保育施設」と称され、そのうち市町村が確認を行った施設を「特定教育・保育施設」と呼びます。)	☐ 利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業など 13 の事業
② 地域型保育給付^{注2} ☐ 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育	仕事・子育て両立支援事業 ① 企業主導型保育事業 ☐ 従業員の働きやすい環境を提供するために企業が設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設。企業の従業員以外の子どもの受け入れ(地域枠)をすることも可能です。
(2) 子育てのための施設等利用給付 ☐ 幼児教育・保育の無償化に伴い、保育の必要性がありながら施設の利用ができない児童について、認可外保育施設、預かり保育事業等に係る利用費を支給します。	
(3) 子どものための現金給付 ① 児童手当	

注1：県が認可して市町村が確認をします。

注2：市町村が認可します。

①施設型給付、②地域型保育給付は、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づく保育の必要性を認定(認定区分)した上で給付することになります(子ども・子育て支援法第19条)。

(1)施設型給付の種類

施設型給付とは、認可保育所、認定こども園、幼稚園を通じた共通の給付を指します。

認可保育所、認定こども園、幼稚園は「教育・保育施設」と称され、そのうち市町村が確認を行った施設を「特定教育・保育施設」と呼びます。

施設区分	内容	児童年齢	利用できる保護者
幼稚園	・ 小学校以降の生活や教育の学習の基盤をつくるための、幼児期の教育を行う「学校」	3～5歳	・ 制限無し
保育所	・ 就労などのため、家庭で保育できない保護者に代わって「保育する施設」	0～5歳	・ 共働き世帯など、家庭で保育のできない保護者
認定こども園	・ 幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設	0～5歳	・ 保護者の就労状況に関わりなく、すべての子どもが教育・保育を一緒に受ける ・ 保護者の就労状況が変わっても継続して利用可能 (注)0～2歳児については、保育所と同じ要件となります。

(2)地域型保育給付(市町村の認可事業)の種類

事業名	児童年齢	事業の内容
小規模保育	0～2歳	・ 少人数(6～19人)を対象に、家庭に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。
家庭的保育	0～2歳	・ 保育者の居宅など、家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)を対象に、きめ細かな保育を行います(保育ママなど)。
居宅訪問型保育	0～2歳	・ 個別のケアが必要な場合(障がい・疾患など)や、保育等の施設が無い地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅に保育士が訪問し、保育を行います(ベビーシッター)。
事業所内保育	0～2歳	・ 会社や事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。

※満3歳以上の幼児の場合でも、保育の体制の整備の状況や地域の事情を勘案して、上記事業の対象とすることができます。

(3) 児童手当

家庭等における生活の安定と、児童の健やかな成長に資することを目的として、中学生以下を対象として児童手当法に基づき手当を支給します。

(4) 企業主導型保育事業

内閣府の所管による企業主導型の事業所内保育事業です。企業が、従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設です。企業の従業員以外の子どもの受け入れ(地域枠)をすることも可能です。

3. 保育の必要性の認定区分

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が、客観的基準に基づき、保育の必要性を認定することになります。

(1) 制度における認定区分

認定区分	児童年齢	認定内容	利用できる施設	利用時間
1号認定	満3歳以上	教育標準時間認定 (教育を希望する場合)	幼稚園 認定こども園	4時間 ^{注1}
2号認定	満3歳以上	保育認定 (保育の必要な事由 ^{注2} に該当し、保育所等での保育を希望する場合)	保育所 認定こども園	8～11時間
3号認定	満3歳未満 (0～2歳)	保育認定 (保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合)	保育所 認定こども園	8～11時間

注1: 1号認定子どもが、4時間を超えて保育する場合は、預かり保育の利用となります。

注2: 次表参照

(2) 保育を必要とする事由について

1. 保育を必要とする事由	・就労(フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、基本的にすべての就労を含む) ・妊娠・出産 ・保護者の疾病、障がい ・同居または長期入院している親族の介護・看護(常時) ・災害復旧 ・継続的な求職活動(起業準備を含む) ・就学(職業訓練校等における職業訓練含む) ・虐待やDVのおそれがあること ・育児休業取得時に、既に保育所を利用しており、継続利用が必要であると認められること ・その他、上記に類する状態として市町村が認める場合 ※同居の親族等が子どもを保育することができる場合、利用の優先度が調整される場合あり
---------------	--

2. 保育の必要量	上記のうち、「就労」を理由とする利用の場合、次のいずれかに区分されます。 a. 「保育標準時間」利用→フルタイム就労を想定した利用時間(最長 11 時間) b. 「保育短時間」利用→パートタイム就労を想定した利用時間(最長 8 時間)
3. 優先利用	ひとり親家庭、生活保護世帯、生計中心者の失業、子どもに障がいがある場合などには、保育の優先的な利用が必要と判断される場合があります。

4. 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業とは、地域の子ども・子育て家庭を対象とする事業で、市町村が地域の実情に応じて実施するものです。以下の 13 の事業が定められています。

	事業名	内容	本市の実施状況 ^注
1	時間外保育事業(延長保育事業)	●通常の保育時間(11 時間)を超えて、さらに延長して保育を行う事業です。	現在実施中です
2	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	●仕事などで日中保護者が家庭にいない、小学校児童を対象に、授業終了後などに預かり、適切な遊びや生活の場を提供します。	現在実施中です
3	子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)	●「ショートステイ」は、保護者の病気、疲労、その他身体上、精神上、環境上の理由により、家庭において児童の養育が一時的に困難になった場合や、経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合に児童養護施設等で養育・保護する事業です。 ●「トワイライトステイ」は、保護者が仕事やその他の理由により、平日の夜間または休日に不在となり、家庭において児童の養育が困難となった場合その他緊急の場合、児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供などを行う事業です。	現在実施していません
4	地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)	●公共施設や保育所などの身近な場所で、子育て中の親子の交流や育児相談などを行う事業です。	本市では「子育て支援センター」が該当します
5	一時預かり事業	●保護者の病気やけが、冠婚葬祭、リフレッシュ等により、一時的に家庭での保育が困難な場合に、保育所等に預けることができる事業です。	現在実施中です

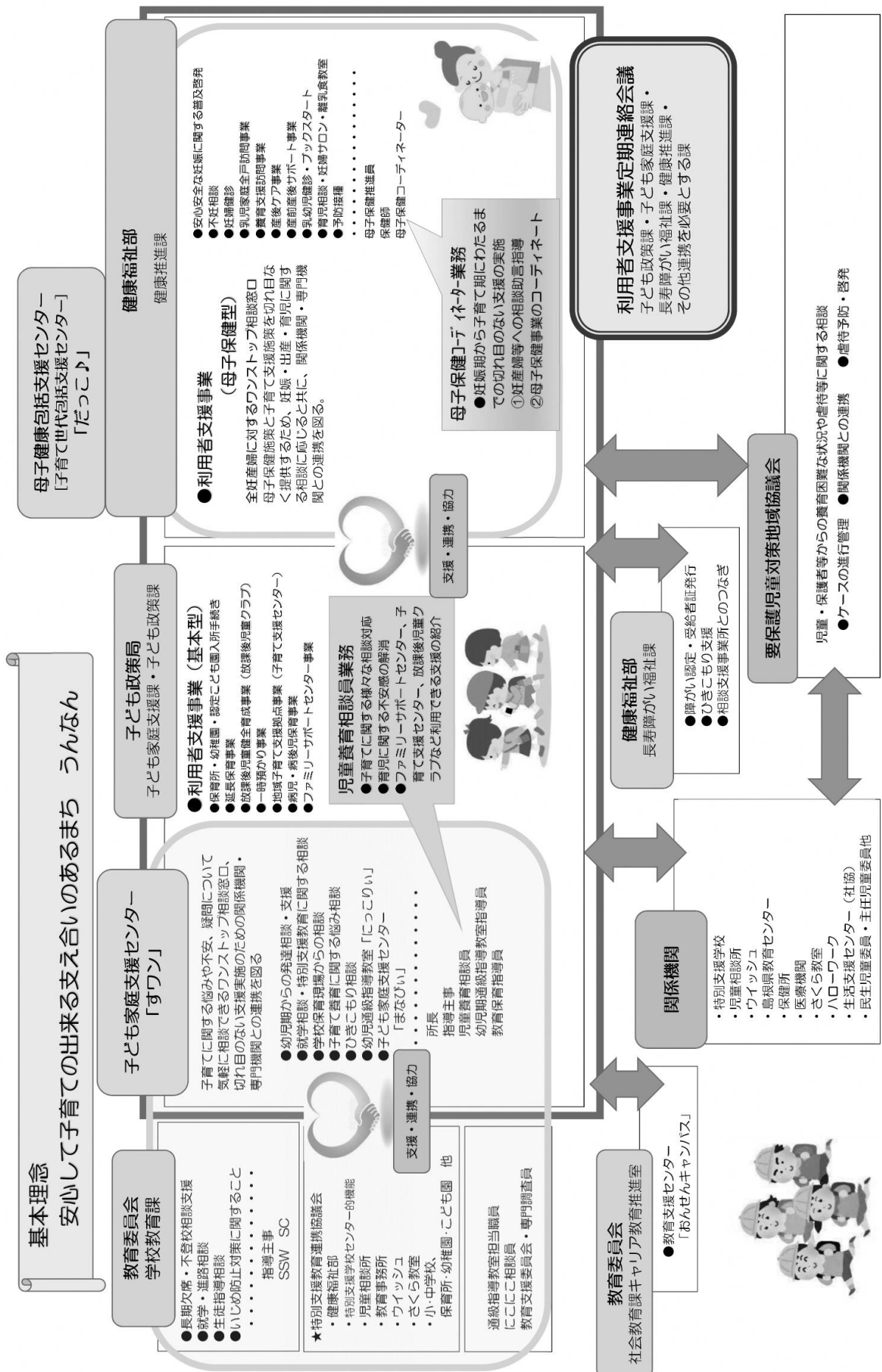
	事業名	内容	本市の実施状況 ^注
6	病児・病後児保育事業	●保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合、医療機関や保育所付設の専用スペースなどで病気の児童を一時的に保育する事業。 保育中に体調不良となった児童への緊急対応や、病気の児童の自宅に訪問する形態もあります。 ・病児対応型: 児童が病気の「回復期」に至らない場合で、当面の症状の急変が認められない場合において、病院・保育所付設の専用スペースや専用施設で一時的に保育する事業。 ・病後児対応型: 児童が病気の「回復期」であり、集団保育が困難な期間において、病院・保育所付設の専用スペースや専用施設で一時的に保育する事業。 ・体調不良児対応型: 児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、保護者が迎えに来るまでの緊急的な対応をする事業。 ・非施設型: 児童が「回復期に至らない場合」または、「回復期」であり集団保育が困難な期間において、児童の自宅において一時的に保育する事業。	現在実施中です
7	ファミリー・サポート・センター事業	●育児の援助を受けたい人(利用会員)と育児の援助を行いたい人(援助会員)が会員となり、地域の中で、子育てを助け合う相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。	現在実施中です
8	乳児家庭全戸訪問事業	●生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行います。また、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげる事業です。	本市では「こんにちは赤ちゃん事業」として実施しています
9	妊婦健康診査	●妊娠中の母親の健康状態や、胎児の発育状況などを定期的に確認する妊婦健診にかかる費用の一部を、公費で負担します。	本市では「妊婦・乳児健康診査事業」として実施しています。

	事業名	内容	本市の実施状況 ^注
10 1	養育支援訪問事業	●養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士などがその家庭を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、適切な養育の実施を確保することを目的とした事業です。 ●「養育支援が特に必要」とする家庭とは、例えば「若年の妊婦、妊婦健康診査未受診者、育児ストレスや産後うつ状態等になっている養育者、虐待のおそれやそのリスクがある家庭など」があげられます。	現在実施中です
10 2	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	●子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の要保護児童対策調整機関の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等(構成員)の専門性強化及び構成員の連携強化を図り、地域ネットワークと訪問事業が連携を図ることで児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応するための事業です。	現在実施中です
11	利用者支援事業	●子どもや保護者の身近な場所等で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供と必要に応じて相談・助言を行い、関係機関との連絡や調整等を行う事業です。	現在実施中です
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	●保護者の世帯の所得に応じて、子育て支援施設等に対して支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入費、行事への参加に要する費用を助成する事業です。	現在検討中です
13	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	●多様な事業者の新規参入を支援する又は私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受け入れ態勢の構築を支援する事業です。	現在検討中です

※令和2年3月末現在

5. 子育てのための施設利用給付

幼児教育・保育の無償化に伴い、保育の必要性がありながら施設の利用ができない児童について、認可外保育施設、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の利用費を支給します。3～5歳児及び0～2歳児のうち低所得世帯が該当します。



【3】子育て支援施設の状況

1. 子育て支援施設の状況

(1) 保育所の現状

市内にある保育所数は、令和元年5月1日、公立保育所(認定こども園は別区分で記載)4園(うち委託園3園)、私立5園(あおぞら保育園分園を1園で計上)の合計9園です。

なお、令和元年7月1日から雲南市内で初となる企業主導型保育事業の施設が開所しました。0～2歳児を対象とした施設で、定員は、各歳児6名ずつです。そのうち半数が地域枠となっています。

◆保育所の状況◆

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
施設数	10	10	11	11	11	9
定員(人)	770	785	825	825	835	735
園児数(人)	779	784	786	776	784	710
備考			あおぞら保育園分園開園		みなみかも保育園開園 吉田保育所を認定こども園に	田井保育所、掛合保育所を認定こども園に

資料：福祉行政報告例第 54 表の各年 5 月 1 日現在(広域受託含む)

注：保育所においては、配置人員や面積など最低基準を満たす範囲内であれば一時的に定員を超える児童を受け入れることが可能となります。上表において施設充足率が 100%を超過しているのはこのため。

7月1日開所の企業主導型保育事業施設は上記の表に含まない。

(2) 認定こども園の現状

本市の認定こども園は、平成25年より2園で展開しています。その後、小規模な幼稚園を除く幼稚園を幼稚園型認定こども園に移行しました。保育所についても保育所型認定こども園への移行を進めています。

◆認定こども園の状況◆

年度	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
施設数	2	2	5	6	8	10
定員(人)	450	390	550	600	630	750
幼稚園籍	230	115	200	235	225	240
保育所籍	220	275	340	365	405	510
園児数(人)	308	274	395	441	434	498
幼稚園籍	67	34	108	121	95	100
保育所籍	241	240	287	320	339	398
備考		木次こども園定員見直し	海潮、斐伊、三刀屋幼稚園を認定こども園に	大東幼稚園を認定こども園に	西幼稚園、吉田保育所を認定こども園に	田井保育所、掛合保育所を認定こども園に

資料：福祉行政報告例第 54 表の各年 5 月 1 日現在(広域受託含む)

※ここでは、認定こども園と同一機能である幼保一体施設「加茂幼児園」を含める

(3) 幼稚園の現状

市内の幼稚園は、令和元年5月1日現在で、公立4園です。小規模の幼稚園を除き、一定の規模のある幼稚園については、幼稚園型認定こども園への移行を進めてきました。入園児童数については、年々減少傾向にあります。

◆幼稚園の現状◆

年度	平成 26 年度	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
施設数(園)	9	9	6	5	4	4
定員(人)	1,080	1,080	185	125	80	80
園児数(人)	206	189	108	69	30	23
備考	休園:1 園 (飯石) 閉園:1 園 (温泉)		海潮、斐伊、 三刀屋幼稚園 を認定こども 園に 全ての幼稚園 で定員変更	大東幼稚園 を認定こども 園に	西幼稚園を 認定こども園 に	

資料: 各年 5 月 1 日現在(広域受託含む)

(4) 待機児童の状況

1. 子育て支援施設

平成27年度から平成30年度まで、毎年度発生しています。新たな施設が開園した平成30年度以降、減少傾向にあります。令和元年度は4月1日時点で待機児童は発生していません。

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
4/1 現在	9	9	9	3	0
10/1 現在	18	14	17	9	

[H30 年度待機児童の状況]

	人数	希望する施設の所在地						
		大東	加茂	木次	三刀屋	吉田	掛合	市外
4/1 時点	3		1					2
10/1 時点	9	1	1	5				2

	人数	待機児童の住所						
		大東	加茂	木次	三刀屋	吉田	掛合	市外
4/1 時点	3	2			1			
10/1 時点	9	5		3	1			

2. 放課後児童クラブ

	H27 年度	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
人数	—	0	1	1	0
学校			加茂小	西小	
学年			3年生	5年生	

(5)市内の施設の状況と対象者人口の推移

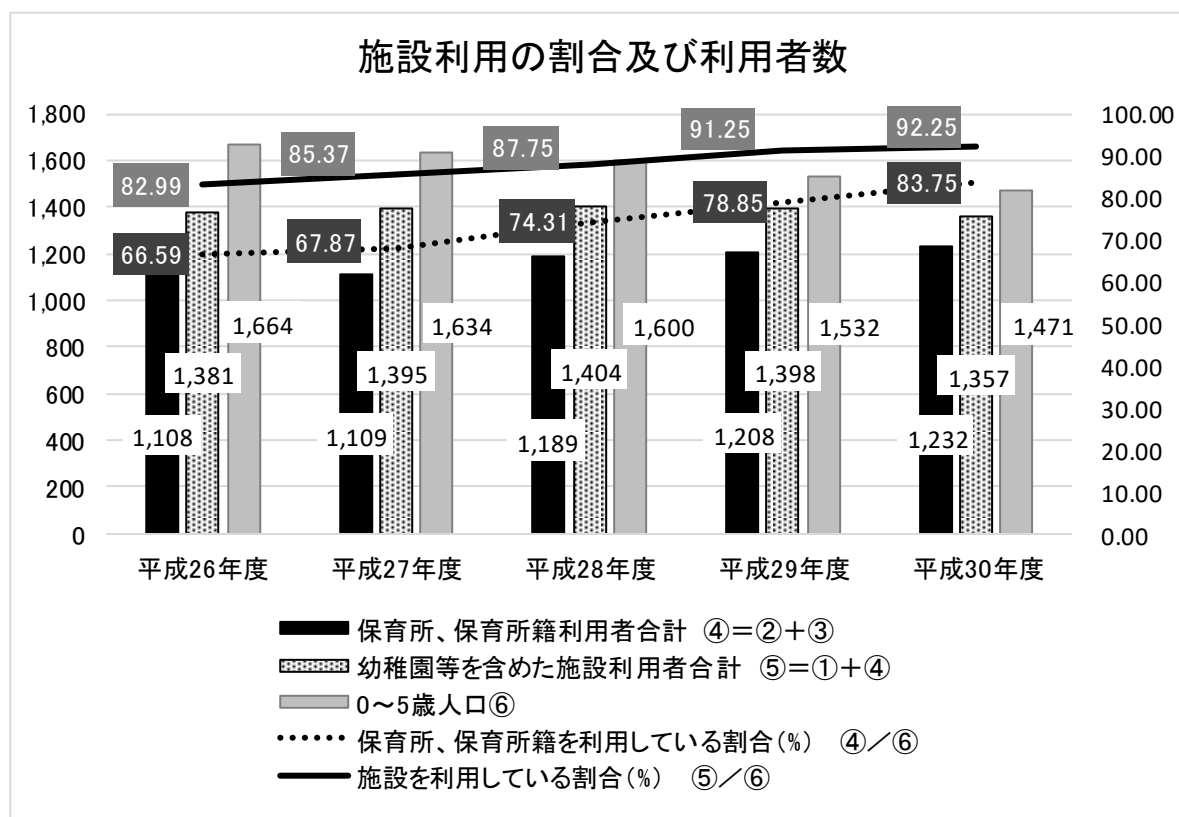
[H26 年度～H30 年度の各施設利用の割合]

	認定 区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
幼稚園及び認定こども園(3 歳以上)①	1号	273	286	215	190	125
保育所及び認定こども園(3 歳以上 保育希望)②	2号	565	573	627	660	659
保育所及び認定こども園＋地域型 保育(0～2 歳児)③	3号	543	536	562	548	573
保育所及び認定こども園＋地 域型保育(0 歳児)	3号	161	135	152	152	161
保育所及び認定こども園＋地 域型保育(1～2 歳児)	3号	382	401	410	396	412
保育所、保育所籍利用者合計 ④＝②＋③		1,108	1,109	1,189	1,208	1,232
幼稚園等を含めた施設利用者合計 ⑤＝①＋④		1,381	1,395	1,404	1,398	1,357
0～5 歳人口⑥		1,664	1,634	1,600	1,532	1,471

※1 認定こども園及び保育所実績は、庁内資料(3/31 現在)より

※2 認定こども園及び幼稚園実績は、学校基本調査(5/1 現在)より

※0～5歳児人口は 3/31 現在(住民基本台帳より)



0～5歳児の人口に占める子育て支援施設の利用者の割合が高まっています。特に保育所、保育所籍の利用が急増しています。

市内保育所等の受入児童数の推移
(2号児・3号児受入施設)

(単位:人)

		H25年度 (年度末)	H26年度 (年度末)	H27年度 (年度末)	H28年度 (年度末)	H29年度 (年度末)	H30年度 (年度末)
〔大東町 小計〕	0歳児	50	57	40	55	56	53
	1～2歳児	119	120	134	130	122	125
	3歳未満児	(169)	(177)	(174)	(185)	(178)	(178)
	3歳以上児	175	172	168	193	214	210
	計	344	349	342	378	392	388
〔加茂町 小計〕	0歳児	24	28	23	21	18	33
	1～2歳児	65	78	77	76	70	89
	3歳未満児(小計)	(89)	(106)	(100)	(97)	(88)	(122)
	3歳以上児	111	103	115	121	125	126
	計	200	209	215	218	213	248
〔木次町 小計〕	0歳児	44	44	37	46	47	42
	1～2歳児	110	104	104	101	102	114
	3歳未満児(小計)	(154)	(148)	(141)	(147)	(149)	(156)
	3歳以上児	121	130	147	162	168	161
	計	275	278	288	309	317	317
〔三刀屋町 小計〕	0歳児	11	16	15	15	15	15
	1～2歳児	48	40	47	53	52	46
	3歳未満児(小計)	(59)	(56)	(62)	(68)	(67)	(61)
	3歳以上児	76	78	76	82	84	95
	計	135	134	138	150	151	156
〔吉田町 小計〕	0歳児	9	2	7	3	5	5
	1～2歳児	3	10	13	15	15	9
	3歳未満児(小計)	(12)	(12)	(20)	(18)	(20)	(14)
	3歳以上児	28	22	14	18	18	17
	計	40	34	34	36	38	31
〔掛合町 小計〕	0歳児	9	14	13	12	11	13
	1～2歳児	33	30	26	35	35	29
	3歳未満児(小計)	(42)	(44)	(39)	(47)	(46)	(42)
	3歳以上児	68	60	53	51	51	50
	計	110	104	92	98	97	92
合 計	0歳児	147	161	135	152	152	161
	1～2歳児	378	382	401	410	396	412
	3歳未満児(小計)	(525)	(543)	(536)	(562)	(548)	(573)
	3歳以上児	579	565	573	627	660	659
	計	1,104	1,108	1,109	1,189	1,208	1,232
定員		1,000	990	1,060	1,165	1,190	1,240
受入児童数 拡大方策	H24年度以前に四ツ葉学園保育所施設整備定員を80人→100人(H22)、たちばら保育園20人→30人(H23)	木次こども園開園(保育利用児の受入拡大 概ね45人分)	斐伊保育所定員60名→80名へ20名増	大東保育園定員120名→135名へ15名増 加茂こども園2号児3号児定員150名→175名へ25名増 木次こども園2号児3号児定員70名→100名へ増30名増	4月あおぞら乳児分園開所(30人増) 海潮・斐伊・三刀屋の各幼稚園を認定こども園化し、2号児の受入を拡大	大東幼稚園を認定こども園化し、2号児の受け入れを拡大	4月みなみかも保育園開園(40人増) 西幼稚園をこども園化し2号児の受け入れを拡大

(注) 1. 「(年度末)」とあるのは3月末日の数値(庁内資料)
2. 3歳未満児は0～2歳児。3歳以上児は3～5歳児。

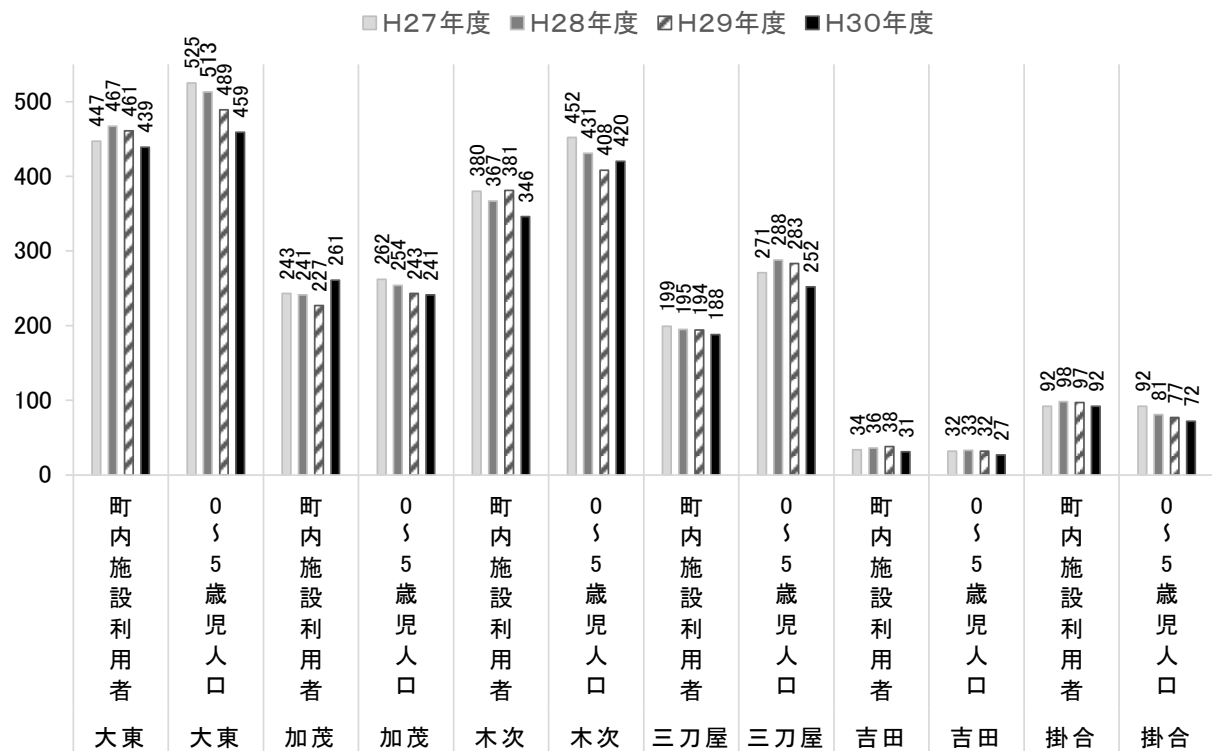
市内幼稚園等の受入児童数の推移

1号児

	年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
〔大東町 小計〕	3歳以上児	102	94	105	89	69	51
〔加茂町 小計〕	3歳以上児	45	34	28	23	14	13
〔木次町 小計〕	3歳以上児	101	85	92	58	64	29
〔三刀屋町 小計〕	3歳以上児	68	60	61	45	43	32
小計		316	273	286	215	190	125
定員		1,335	1,310	1,195	385	360	305

(注) 1. 「(年度末)」とあるのは3月末日の数値である。

町別 0～5歳児人口と町内施設の利用者数



三刀屋町、木次町、大東町では、0～5歳児の人口に対して町内の子育て支援施設の利用者数との差が大きくなっています。

2. 各種事業の確保量と実績

(1) 子育て支援施設

単位(人)

〈1〉幼稚園・認定こども園のニーズ		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
見込量①	認定こども園及び幼稚園	226	286	228	215	212	190	215	125	215	123
	1号認定	95	286	96	215	89	190	90	125	90	123
	2号認定	131	0	132	0	123	0	125	0	125	0
確保方策②(確保量)		750	750	630	385	585	360	555	305	600	320
過不足 ②-①		524	464	402	170	373	170	340	180	385	197

※いずれも5月1日現在の数値(庁内資料)

単位(人)

〈2〉保育所・認定こども園のニーズ(3歳以上)		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
見込量①／実績	認定こども園及び保育所	537	573	540	627	502	660	509	659	509	
	確保方策②(確保量)	540	585	660	625	705	660	745	670	700	685
過不足 ②-①		3	12	120	-2	203	0	236	11	191	

※いずれも3月31日現在の数値(庁内資料)

単位(人)

〈3〉保育所・認定こども園・地域型保育のニーズ(0歳児)		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
見込量①／実績	認定こども園及び保育所＋地域型保育(0歳児)	173	135	178	152	173	152	165	161	161	
	確保方策②(確保量)	152	152	152	157	152	157	152	167	152	162
確保方策②(確保量)	地域型保育事業※	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
	企業主導型保育事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	合計	152	152	152	157	152	157	152	167	152	162
過不足 ②-①		-21	17	-26	5	-21	5	-13	6	-9	

※小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設

※いずれも3月31日現在の数値(庁内資料)

単位(人)

〈3〉保育所・認定こども園・地域型保育のニーズ(1～2歳)		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
見込量①／実績	認定こども園及び保育所＋地域型保育(1～2歳児)	361	401	360	410	361	396	348	412	337	
	確保方策②(確保量)	368	395	368	401	368	386	368	409	368	398
確保方策②(確保量)	地域型保育事業※	—	—	—	—	—	—	—	0	—	0
	企業主導型保育事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	合計	368	395	368	401	368	386	368	409	368	398
過不足 ②-①		7	-6	8	-9	7	-10	20	-3	31	

※小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設

※いずれも3月31日現在の数値(庁内資料)

〈1〉〈2〉から、3～5歳児の保育所利用の増加が著しいことがわかります。

保護者の就労（育休からの復帰）、求職活動などが保育所利用の事由の大半を占めています。

幼稚園利用の減少については、保護者の就労時間の延長や祖父母が子どもをみることができる家庭の減少（核家族化）が考えられます。

〈1〉の見込み量に対し確保量が大きいのは、幼稚園の定員が従来から多めに見込んであったためです。

5年間の間に、一定規模の幼稚園のこども園化を進め、定員の見直しを都度行いました。

定員を超える申し込みについては、定員を超えての受け入れの運用をし、対応しました。

（2）地域子ども・子育て支援事業

単位（人）										
〈1〉時間外保育事業（延長保育事業）	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
見込量①／実績	508	175	511	193	490	199	484	231	478	
確保方策②	508	175	511	193	490	199	484	231	478	
実施箇所数	7	7	7	7	8	9	8	10	9	10

※あおぞら保育園分園は1か所で計上

延長保育を実施する園は平成27年度の7か所から10か所の3か所増となっています。

平成29年度以降、大東保育園の開所時間が18:00から18:30に延長になり、平成30年度新設のみなみかも保育園も18:30まで開所しています。当初の計画より、遅い時間まで利用可能な園が増えています。

一方で延長保育の利用者の増加もあり、僅かずつ利用者の増加傾向があります。

策定当時の1日の1施設あたり平均受け入れ数は1.3人であったため、利用者が2倍となることを見込み、確保方策の数字が大きいものとなっています。

上記の人数は実人数であり、希望者の受け入れは対応できています。

単位（人）										
〈2〉放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業：低学年）	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
大東小 見込量①	86	42	81	34	81	58	80	54	82	49
確保方策②	86	42	81	34	81	58	80	54	82	49
過不足 ②－①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西小 見込量①	17	16	16	29	16	30	16	31	16	30
確保方策②	17	16	16	29	16	30	16	31	16	30
過不足 ②－①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
佐世小 見込量①	16	10	15	13	15	20	14	11	15	15
確保方策②	8	10	7	13	7	20	14	11	15	15
過不足 ②－①	-8	0	-8	0	-8	0	0	0	0	0
阿用小 見込量①	8	13	8	14	8	9	8	11	8	13
確保方策②	8	13	8	14	8	9	8	11	8	13
過不足 ②－①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海潮小 見込量①	29	32	26	28	26	21	26	26	26	24
確保方策②	29	32	26	28	26	21	26	26	26	26
過不足 ②－①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2

単位(人)

<2>放課後児童クラブ(放課後 児童健全育成事業:低学年)		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
加茂小	見込量①	33	63	30	77	30	78	31	91	31	91
	確保方策②	33	63	30	77	30	77	31	91	31	91
	過不足 ②-①	0	0	0	0	0	-1	0	0	0	0
木次小	見込量①	15	40	14	31	14	48	14	60	14	65
	確保方策②	15	40	14	31	14	48	14	60	14	65
	過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
寺領小	見込量①	13	1	12	10	12	15	12	18	12	18
	確保方策②	3	1	3	10	12	15	12	18	12	18
	過不足 ②-①	-10	0	-9	0	0	0	0	0	0	0
西日登小	見込量①	4	3	4	3	4	3	4	5	4	9
	確保方策②	0	3	0	3	0	3	4	5	4	9
	過不足 ②-①	-4	0	-4	0	-4	0	0	0	0	0
斐伊小	見込量①	34	32	33	41	33	44	33	45	33	47
	確保方策②	34	32	33	41	33	44	33	45	33	47
	過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三刀屋小	見込量①	27	38	25	55	26	52	25	56	26	39
	確保方策②	27	38	25	55	26	52	25	56	26	39
	過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
飯石小	見込量①	0	0	0	閉校	0	0	0	0	0	0
	確保方策②	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鍋山小	見込量①	2	3	2	2	2	4	2	3	2	6
	確保方策②	2	3	2	2	2	4	2	3	2	6
	過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
吉田小	見込量①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	確保方策②	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
田井小	見込量①	4	2	4	3	4	1	4	1	4	1
	確保方策②	0	2	0	3	0	1	4	1	4	1
	過不足 ②-①	-4	0	-4	0	-4	0	0	0	0	0
掛合小	見込量①	22	31	21	25	21	27	20	21	21	22
	確保方策②	22	31	21	25	21	27	20	21	21	22
	過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
【合計】 市全域	見込量①	310	326	291	365	292	410	289	433	294	430
	確保方策②	284	326	266	365	276	409	289	433	294	430
	過不足 ②-①	-26	0	-25	0	-16	-1	0	0	0	0

単位(人)

<2>放課後児童クラブ(放課後 児童健全育成事業:高学年)		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
大東小	見込量①	22	17	22	12	22	17	22	10	20	14
	確保方策②	22	17	22	12	22	17	22	10	20	14
	過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西小	見込量①	4	4	4	9	4	9	4	7	4	12
	確保方策②	4	4	4	9	4	9	4	6	4	12
	過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0	0	-1	0	0
佐世小	見込量①	6	3	5	5	5	4	5	5	5	8
	確保方策②	2	3	2	5	2	4	5	5	5	8
	過不足 ②-①	-4	0	-3	0	-3	0	0	0	0	0
阿用小	見込量①	2	4	2	5	2	3	2	1	2	1
	確保方策②	2	4	2	5	2	3	2	1	2	1
	過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海潮小	見込量①	8	9	8	12	8	18	8	25	7	27
	確保方策②	8	9	8	12	8	18	8	25	7	27
	過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
加茂小	見込量①	5	13	5	11	6	14	5	23	5	31
	確保方策②	5	13	5	11	6	14	5	23	5	31
	過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
木次小	見込量①	4	6	4	12	4	17	4	23	4	9
	確保方策②	4	6	4	12	4	17	4	23	4	9
	過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
寺領小	見込量①	2	0	2	5	2	1	2	3	2	4
	確保方策②	1	0	1	5	2	1	2	3	2	4
	過不足 ②-①	-1	0	-1	0	0	0	0	0	0	0
西日登小	見込量①	0	1	0	1	0	3	0	3	0	4
	確保方策②	0	1	0	1	0	3	0	3	0	4
	過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
斐伊小	見込量①	10	5	10	0	10	2	10	13	9	18
	確保方策②	10	5	10	0	10	2	10	13	9	18
	過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三刀屋小	見込量①	9	4	9	3	9	8	9	7	8	12
	確保方策②	9	4	9	3	9	8	9	7	8	12
	過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
飯石小	見込量①	0	0	0	閉校	0	0	0	0	0	0
	確保方策②	0	0	0	閉校	0	0	0	0	0	0
	過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鍋山小	見込量①	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1
	確保方策②	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1
	過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
吉田小	見込量①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	確保方策②	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
田井小	見込量①	2	0	2	0	2	1	2	1	2	6
	確保方策②	0	0	0	0	0	1	2	1	2	6
	過不足 ②-①	-2	0	-2	0	-2	0	0	0	0	0
掛合小	見込量①	4	1	3	2	4	3	3	10	3	7
	確保方策②	4	1	3	2	4	3	3	10	3	7
	過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
【合計】 市全域	見込量①	78	67	76	77	78	100	76	131	71	155
	確保方策②	71	67	70	77	73	100	76	130	71	155
	過不足 ②-①	-7	0	-6	0	-5	0	0	-1	0	0

15 小学校区のうち、実施か所が 8 小学校区から 15 小学校区となり、7 小学校区の増となりました。(移送対応含む)

見込み量の予測と実績の差が大きい小学校が生じていますが、策定時のニーズ調査に基

づき、調査時点の5歳児の保護者の意向を基に見込量を算出しましたが、その後の状況の変化等により、多少の偏りが生じたものと思われます。

単位(人日/年)

〈3〉子育て短期支援事業 (ショートステイ)	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
見込量/実績	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確保方策(確保量)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

単位(人日/年)

〈4〉子育て支援センター(地域 子育て支援拠点事業)	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
見込量/実績	20,736	22,567	21,499	21,864	22,290	19,845	23,111	20,404	23,676	
確保方策(実施箇所数)	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5

保育所入所の年齢の低年齢化が進み、子育て支援センターの利用対象者となる親子の数が減少しています。

子育て支援施設の利用者は、支援センターを利用できる曜日が土日に限られており、現在は、日曜日の開所はなく、土曜日は1か所のみ開所しています。

単位(人日/年)

〈5〉一時預かり事業(一時保育 事業)		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
幼稚園在園 児対象	見込量/実績	1,599	1,581	1,608	675	1,495	767	1,514	2,205	1,515	
	1号認定の見込 量	269	1,581	271	675	252	767	255	2,205	255	
	2号認定の見込 量	1,330	—	1,337	—	1,243	—	1,259	—	1,260	
	確保方策(確保 量)	1,200	1,200	1,200	1,200	1,495	1,495	1,514	2,205	1,515	
	確保方策(実施 箇所数)	2	2	2	5	3	6	3	12	3	14

当初は2号認定児による在園児の一時預かり(預かり保育)を想定していましたが、5年間の間にこども園化を進めるなどし、2号認定児の利用は実質的にない状態にあります。(こども園で2号児として過ごしているため。)

平成30年度から小規模幼稚園 4 園を含む全ての幼稚園、幼稚園型こども園で在園児を対象とした一時預かりを実施しています。1か月につき12日以内の利用日数の上限を設けていますが、利用者が急増しています。

単位(人日/年)

〈5〉一時預かり事業(一時保育 事業)		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
保育所等によ る一時預 かり事業	見込量	873	1,087	875	1,023	841	708	830	1,018	818	
	確保方策(確保 量)	873	1,087	875	1,023	875	708	830	1,018	818	
	保育所等によ る対応	873	1,087	875	1,023	875	875	830	448	818	
	確保方策(実施 箇所数)	7	7	7	7	7	7	7	9	8	9

保育所における一時預かりについては、ニーズが高く、ほぼ毎年実績が予測を上回っている状況です。平成30年度からみなみかも保育園が新設に併せて実施しており、施設数が増え、受け入れ可能数が伸びました。

公立保育園においては、月 12 日までの上限を設けて実施しています。

単位(人日/年)

〈6〉病児・病後児保育事業	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
見込量	576	229	579	416	556	292	549	402	542	
確保方策(確保量)	320	229	480	416	480	292	549	402	542	
病児・病後児保育事業	320	229	480	416	480	292	549	402	542	
病児保育事業(実施か所数)	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
病後児保育事業(実施か所数)	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3

毎年実績が予測を下回っている状況です。病児・病後児保育事業の利用者数については、インフルエンザなどの流行期には利用が重なり、利用できない場合があります。

単位(人回/年)

〈7〉ファミリーサポートセンター事業(子育て援助活動支援事業)〈就学前児童〉	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
見込量	354	47	356	162	342	292	338	431	333	
確保方策(確保量)	354	47	356	162	342	292	338	431	333	

単位(人回/年)

〈7〉ファミリーサポートセンター事業(子育て援助活動支援事業)〈就学児〉	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
見込量	214	184	202	332	202	530	200	303	203	
確保方策(確保量)	214	184	202	332	202	530	200	303	203	

就学前児童、就学児いずれも、年々増加傾向にあります。施設間(児童クラブとスポ少、保育所とさくら教室等)の送迎を恒常的に依頼するなど、年間の利用回数の多い依頼の形態にも、複数の提供会員で対応するなど要望に応えるようにしています。

単位(回/年)

〈8〉乳児家庭全戸訪問事業(こんにちはあかちゃん事業)	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
見込量	237	243	243	246	236	213	226	176	220	
確保方策(提供量)	実施体制(人/年)	12	12	12	11	12	11	12	11	12
	実施機関	雲南市								
	実施機関(委託団体)	委託 なし								

実施率は 95~100%の高い数値で推移しています。100%に至らない理由は、対象児が入院中であるなどで訪問できない場合があるためです。(全ての児童の状況の把握はしています。)

<9>妊婦健康診査		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
見込量		3,080	3,542	3,164	3,570	3,080	3,332	2,940	2,745	2,870	
確保方策 (提供量)	健診回数 (回／年)	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14
	実施場所	委託医療機関									
	検査項目	体重・腹囲・子宮底長・血圧・尿検査・血液検査・子宮頸がん検診・性感染症検査・超音波検査									
	実施時期	妊娠23週まで(4週に1回) 妊娠24～35週まで(2週間に1回) 妊娠36週～出産まで(週に1回)									

継続的に実施しています。見込量、実績値は出生児の数によるものです。

<10>養育支援訪問事業		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
見込量		2	3	2	3	2	1	2	0	2	
確保方策	実施機関	雲南市									
	実施機関 (委託団体)	委託 なし									

必要に応じて実施しています。

<11>利用者支援事業		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
実施か所数		1	1	1	2	1	2	2	2	2	2
確保方策(実施か所数)		1	1	1	2	1	2	2	2	2	2

平成27年度に子ども家庭支援センター「すワン」を設置しました。平成28年度から母子保健型利用者支援事業として母子保健コーディネーターを設置し、平成30年度からは母子健康包括支援センター「だっこ♪」を開設しました。

相談支援にあたっては、「すワン」が窓口となり、子育てに関する不安や悩みの相談を受け付けています。「だっこ♪」では主に妊娠前から出産後、子育てに関する不安や悩みを受け付けています。いずれも、必要に応じて他の部署・機関とも連携して相談に応じています。

【4】第1期子ども・子育て支援事業計画の点検・評価

第1期基本計画では、次世代育成支援行動計画(後期計画)を引き継ぎ、子育て支援の指針・施策を明らかにして子育て支援策の一層の充実を目指し、また、新たに子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制、確保方策について掲げて取り組んできました。

ここでは、施策についての点検と評価、主な課題をまとめました。

1. 施策の取り組み結果と課題

【基本目標1】地域で安心して子育てできる環境づくり

取り組み方針1. 地域における子育て支援施策の充実

(1) 子育て支援のネットワークづくり

(2) 子育て家庭への支援機能の充実

地域ぐるみの子育て環境づくり	
現状	・地域自主組織等の協力を得ながら、放課後子ども教室、登下校の見守りなど取り組んでいます。 ・地域での活動と、放課後子ども教室や放課後児童クラブとの連携を進めることができないか、検討していく必要があります。
主な課題	・地域の参加者の高齢化が進み、新たな担い手の確保が必要であるが、当該世代の方は退職後も仕事を続けるなどしている場合が多く、参加してもらうのが難しくなっています。

情報提供の充実	
現状	・子育て応援ハンドブック（幼児期版、学童期・青年期版）を作成し、子育て世帯に配布した他、相談対応に役立てました。 ・子育て応援ガイドブックを作成し、子育て世帯に配布しました。
主な課題	・配布できる冊子の数には限りがあることから、ホームページへの掲載などを検討します。

子育て支援センター	
現状	・子育て支援センター（5 か所）で親子の交流の場、子育ての相談の場として各種事業を実施しています。
主な課題	・子育て支援センターの土日開所の要望がありますが、日曜日は全て閉所、土曜日開所は1 か所のみとなっています。 ・木次子育て支援センターの利用者が増加しており、手狭となっています。

取り組み方針 2. 家庭の状況に応じた子どもへの支援の充実

(1) 児童虐待防止対策の充実

(2) ひとり親家庭への自立支援の推進

(3) 障がい児施策の充実

専門機関との連絡調整（要保護児童対策協議会） 児童虐待防止に向けた広報活動	
現状	- 定期的に庁内担当者や児童相談所、警察、保健所等の専門機関を交えた連絡調整会議を開催し、都度、児童虐待のケースの情報共有を行い、進行管理を行っています。 - 児童虐待防止に関するリーフレット等を作成し、関係者や保護者に配布し、啓発を行いました。
主な課題	児童虐待のケース管理を適切に行うためには担当する職員の専門性の向上が求められています。「児童虐待防止体制総合強化プラン」に基づいて体制の整備を行う必要があります。

教育・保育相談事業 相談体制の充実	
現状	- 教育と福祉の融合を図るため、子ども家庭支援課に子ども家庭支援センター「すワン」を平成27年度に設置しました。子育て全般に関する相談を受け付けています。相談内容によっては、他課や関係機関（医療機関、保健所等）と連携し、対応しています。 - 平成30年4月から母子健康包括支援センター「だっこ♪」を開設し、妊娠、出産、子育て期に至るまでの切れ目ない支援を実施しています。 - 母子父子自立支援員により、丁寧な相談対応を行っています。児童扶養手当現況届時に状況の聞き取りを行い、必要に応じ、支援につなぐ取り組みをしています。
主な課題	相談件数が年々増加していますが、スタッフが対応できる件数には限界があるため、多くの相談に対応するための体制の確保（維持）が必要です。学校や子育て支援施設の職員の専門性を高める必要があります。

障がい児保育	
現状	- 公立保育所（直営・委託）における障がい児保育を実施しています。私立保育所については、障がい児の受け入れに対する補助制度を設けて支援しています。 - 平成30年度からは医療的ケアを必要とする児童が保育所等に入所する際に配置が必要となる看護師についても補助の対象に加えました。
主な課題	以前と比較して入所を希望する障がい児の数が増え、それに伴い、保育所等での人的な配置が必要となりますが、職員の確保が難しくなっています。

継続した支援体制	
現状	・子育てサポートファイル「すくすくふあいる」を作成し、母子保健、子育て支援、発達支援の一体的な推進のツールとして活用しています。
主な課題	・「すくすくふあいる」の育児相談や発達クリニックの様子記録を児童が所属する園等につなげることができるよう周知の必要があります。

障がい福祉のサービス提供	
現状	・児童発達支援、放課後デイサービス、短期入所（ショートステイ）、居宅介護（ホームヘルプ）、移動支援などのサービスを提供しています。
主な課題	・障がい福祉サービスの中で、市外特別支援学校通学のための移動支援事業のニーズが高まっており、受け入れ拡大のための支援が求められています。 ・障がいの程度に応じた適切な教育を受けるために、市外特別支援学校への通学負担軽減に向けた支援に取り組む必要があります。（令和元年10月から負担軽減のための2事業を開始しました。）

取り組み方針3. 子どもの安全の確保と生活環境の整備

（１）子どもの安全・安心の確保

（２）快適な生活環境の整備

歩道整備等による歩行空間の確保	
現状	・雲南市通学路交通安全プログラムに基づき、危険箇所及び通学路の安全整備について、計画的に安全対策を実施しています。
主な課題	・交付金の予算要求、財政協議のうえ、計画的に事業が執行できるよう推進していきます。

地域一体となった防犯対策	
現状	・地域のボランティアの協力を得て、登下校時の子どもの見守り活動を行っています。
主な課題	・地域ボランティアの高齢化が進み、協力者が不足し、十分な見守りができない地域があります。

良質で取得しやすい住宅地の確保	
現状	・子育て世帯定住宅地購入補助金を実施しています。
主な課題	・特になし。

安全な公園や広場等の整備	
現状	・都市公園や農村公園の遊具等について、定期的に点検を実施し、必要に応じ修繕、撤去などしています。

	・令和元年7月1日に中心市街地活性化事業の一環として新たに三刀屋公園を整備し一部供用を開始しました。
主な課題	・都市公園の遊具等の老朽化が進み、更新がなかなか進まないため、遊具の撤去や使用禁止の措置をする公園が多くなっています。 ・農村公園の遊具・設備が老朽化しており、修繕の要望が増えています。利用者の減少から、撤去の相談が増えています。

【基本目標2】子育てと仕事を両立できる社会づくり

取り組み方針1. 多様な子育てニーズに対応する質の高い保育の推進

（1）子育て支援施設の充実

（2）子育て支援事業の充実

保育の質の充実	
現状	・保育サービスの質の向上のため、職員の専門性・資質向上のための研修を実施しています。教育保育指導員を配置し、年間計画に基づき研修を実施し、必要に応じて園内研修にも派遣しています。 ・年度中途での保育士の確保が難しいことから、4月時点から保育士を確保した場合、「保育所保育士確保対策事業費補助金」を平成30年4月から実施しています。
主な課題	・保育士やその他の専門職（看護師、調理師）の確保が難しく、確保できない場合は質の低下につながるようになります。

保育所等の費用軽減	
現状	・保育所等の費用については、国の定める基準よりも低い額に抑えています。土曜日を利用しない場合の減免や第3子保育料無料制度も取り組んでいます。
主な課題	・令和元年10月1日から実施される幼児教育・保育の無償化に伴い、該当児童の保育料が無料になるため、雲南市独自の軽減について検討を要します。（令和元年10月から3～5歳児を対象に副食費の無償化を開始しました。）

待機児童解消	
現状	・待機児童解消については保育所の定員の見直しや保育士の確保に努めています。新たな保育所（あおぞら保育園分園、みなみかも保育園）の整備を行いました。令和元年4月1日現在では0人となっています。
主な課題	・恒常的に保育士が不足している状況であり、今後も確保に向けた取り組みが必要です。

病後児保育事業	
現状	・病後児保育施設を整備し、1 か所増となりました。うち 1 施設については、平成 30 年 4 月から病児の受け入れを開始しました。
主な課題	・病後児保育施設のうち 1 施設については、施設の面から受け入れが限られていることから、受入数が比較的少ない状況です。

幼稚園における預かり保育事業	
現状	・幼稚園での預かり保育を充実させ、すべての幼稚園、認定こども園で実施しています。
主な課題	・職員の確保を要します。

放課後児童クラブの充実	
現状	・放課後児童クラブについては、施設整備を行い、移送サービスを開始するなどして、利用者の受け入れの拡大に努めました。
主な課題	・利用者が年々増加し、4～6 年生の利用者も増加しています。現在の施設で飽和状態になっています。

取り組み方針 2. ワーク・ライフ・バランスの推進

(1) 就労環境の整備

(2) 男女共同参画意識の啓発

(3) 産後の休業及び育児休業後における子育て支援施設等の利用の確保

再就職支援	
現状	・結婚、出産、育児などで退職し、再就職を希望する女性には「雲南市無料職業紹介所」、「ハローワーク雲南」、島根県女性就職相談窓口「レディース仕事センター」など関係機関が連携しながらきめ細かな相談対応を実施しています。 ・企業に対し、職場改善等のための支援制度や情報提供を行い、啓発を行っています。
主な課題	・就職希望が多い事務職の求人が少ないことや雇用条件などから求人と求職のマッチングが進まないことが多くあります。再就職希望者に経験が少ないため、自身が何ができるか分からず、就職が進まないことがあります。

男女共同参画の促進	
現状	・島根県と雲南市男女共同参画サポーターとの共催事業として、オリジナル絵本の小学校等での読み語り活動や地域での出前講座を実施しています。
主な課題	・男女共同参画サポーターの後継者の育成が進まないことが課題です。

職場への意識啓発（事業主）

現状	・平成２９年度に男女共同参画についての制度や意識の実態を把握し、雲南市男女共同参画計画見直しの資料として活用するため「雲南市男女共同参画に関する事業所実態調査」を行いました。
主な課題	・結果を踏まえ、第２次男女共同参画計画の改定に取り組みます。

産休・育休後の保育所等の円滑な利用	
現状	・産休、育休期間の保育所利用については、保護者の利用希望の把握に努め、希望にそえるよう調整を行っています。
主な課題	・次年度の入所申請時に予約申し込みができるので、更なる制度周知を図る必要があります。

【基本目標３】子どもの生きる力を育てるまちづくり

取り組み方針１．子どもが心豊かに成長するための活動の推進

（１）多様な体験・ふれあいの機会づくり

（２）健全育成の推進

（３）思春期保健対策の推進

子どもの体験活動や世代間交流	
現状	・学校教育課程では全小中学校でふるさと教育に取り組んでいます。全中学校で『夢』発見ウィーク（職場体験学習）に取り組んでいます。
主な課題	・『夢』発見ウィークの協力事業所が減少しています。

『夢』発見プログラムへの取り組み	
現状	・『夢』発見プログラムの推進のために、中学校区ごとに目標や取り組む内容の精査を行っています。
主な課題	・『夢』発見ウィークの協力事業所が減少しています。（再掲）

身体教育医学研究所うんなんの取り組み	
現状	・「雲南市幼児期運動プログラム」に基づき、幼児期の運動促進に関する普及・啓発を進めています。
主な課題	・これまでの分析結果を関係者（保育者、保護者）と共有し、「雲南市幼児期運動プログラム」のさらなる普及・改善に繋げる必要があります。

青少年を取り巻く有害環境対策の取り組み	
現状	・メディアとの付き合い方について乳幼児健診等や健康づくり推進協議会すくすく部会で取り組みを行っています。
主な課題	・インターネット等の普及に伴い、ネットトラブルに巻き込まれそうになる案件が発生しています。

思春期の心の相談	
現状	・スクールカウンセラーによる児童生徒や保護者への相談支援、教育支援センター（おんせんキャンパス）による児童生徒の受け入れ、保護者の相談活動を実施しています。 ・不登校対策としては、教育支援センターと連携し、学校との情報交換、家庭訪問など実施しています。
主な課題	・不登校対策支援については、一定の事後対応の方策が確立されてきましたが、今後は、長期化等ひきこもりにならないための対策と不登校の未然防止に力を入れる必要があります。

取り組み方針２．家庭・地域における教育力の向上

（１）子育て家庭への学習機会の充実

（２）地域との連携による教育力の向上

学校・地域が連携した家庭教育支援 学校と地域との連携	
現状	・学校・ＰＴＡ・地域で連携を取りながら家庭の教育力の向上を目指して、ノーメディアの設定や中学校区ごとの家庭学習の手引き作成など実施しています。 ・小学校の地域コーディネーターと中学校区を統括する教育支援コーディネーターが学校と地域、学校と行政等をつなぎ、連携して高校までの一貫教育を推進しています。
主な課題	・地域コーディネーターや教育支援コーディネーターの人材確保が難しくなっています。

取り組み方針３．教育環境の充実

（１）教育環境の整備

保・幼・小・中の連携・協力	
現状	・保・幼・小・中の間の連携・協力については、コミュニティスクール制度を導入し、中学校区ごとに学校運営協議会を設置し、教育支援コーディネーターを核として、校種間の連携・協働、地域・家庭との連携を図っています。 ・学校運営協議会では中学校区ごとに中学校卒業時の「めざしたい姿」を設定し、そのためには発達段階ごとにどのような力を付けていくか、など議論し実践していくこととしています。 ・特別支援の分野においては、就学前～小学校～中学校～高等学校へ、学校教育～社会へといった次の段階へのスムーズな支援の引継ぎができるように移行支援の充実に取り組んでいます。
主な課題	・本市教育の柱である『夢』発見プログラムの考え方をいかに地域や家庭に浸

	透させていくか、そのためにも学校運営協議会の議論の活性化が求められています。
--	--

保育所・こども園・幼稚園・小・中学校等の施設整備	
現状	・教育環境改善のために小中学校では教室のエアコンを設置しました。 ・旧木次幼稚園と旧木次保育所の建物を統合し、新たな「木次こども園」の建設を進めています。
主な課題	・各施設とも老朽化が進み、修繕の必要箇所が増加しています。

【基本目標４】親子の健やかで安心な暮らしづくり

取り組み方針１．妊娠・出産期の支援

（１）安全・安心な妊娠・出産期の支援

不妊治療の支援	
現状	・不妊治療に係る費用の一部助成を実施しています。
主な課題	・制度が複雑であるため、医療機関でのスムーズな窓口対応が望まれます。

生後４か月前の乳児全数訪問やハイリスク乳児への個別相談等	
現状	・母子健康手帳発行時に面接し、妊婦への個別相談指導を行っています。乳児訪問時には母親に対する産後うつチェックを行い、産後不安定になりがちな心理を抱く母親に寄り添い、支援が必要な場合は支援しています。
主な課題	・養育支援訪問は平成３０年度の実績が０件であることから、制度の周知が必要です。

利用者支援事業	
現状	・平成３０年４月から母子健康包括支援センター「だっこ♪」を開設し、主に妊娠前から出産後の子育てに関する不安や悩みを受け付けています。いずれも、必要に応じて他の部署・機関（医療機関（複数科）、保健所等）とも連携して相談の対応にあたっています。
主な課題	・相談窓口の体制を維持していく必要があります。

産前産後サポート事業	
現状	・産前産後サポート事業として、母子保健推進員による妊婦・赤ちゃんの訪問を実施しています
主な課題	・産前産後サポート事業は、より多くの母親に訪問を受けてもらえるよう啓発の必要があります。

産後ケア事業	
現状	・生後4か月までの乳児の母親の心身のケアやサポートのために、産後ケア事業を実施しています。デイケア型、宿泊型があり、それぞれ必要な状態となっている母親に提供しています。
主な課題	・事業の周知と利用しやすい環境の整備が必要です。

取り組み方針2. 親子の健康づくりと食育の推進

(1) 乳幼児の健康管理の充実

(2) 食育の推進

(3) 子ども医療の充実

こんにちは赤ちゃん事業	
現状	・生後4か月までのすべての乳児のいる家庭を訪問し、発達発育の様子や養育環境の確認をしています。併せて検診や予防接種に関する情報提供を行い、適切な育児ができるように助言指導を行っています。
主な課題	・妊娠期からの切れ目ない支援体制の充実が必要です。

乳児健康診査	
現状	・乳幼児に対し、4か月、10か月、1歳6か月、3歳の時期に健康診査を実施しています。
主な課題	・育児に自信が持てない、育てにくさを感じている等の気持ちを持つ母親への支援をする必要があります。

発達クリニック事業	
現状	・乳幼児健診等で発見された、心身の発達に課題があるなど精神・運動発達面において障がいやきたす恐れのある乳幼児を早期に把握し、支援するために小児発達の専門医師による発達発育に関する相談を実施しています。
主な課題	・発達クリニックの受診者数が増加しており、適切な時期に受診できるよう対策が必要です。将来的にもマンパワーの確保が必要です。

栄養指導の実施	
現状	・子育てハンドブックを用いて、妊娠期や離乳食、幼児食の栄養について説明しています。
主な課題	・離乳食について困り感のある母親が多いことから、実態把握が必要です。

子ども医療費の助成	
現状	・子ども医療費について、平成27年7月から対象を拡大し、0歳から小学生までであったところを中学生まで拡充しました。
主な課題	・特になし。

【５】利用意向把握調査（ニーズ調査）の実施

計画の策定にあたり、市内の就学前児童及び小学校児童を持つ保護者に対し、現在の就労状況や幼稚園や保育所など子育て事業の利用状況及び今後の利用希望や子育てに関するニーズ等を調査し、計画策定の基礎資料とすることを目的として、郵送等での配布・回収によりアンケート調査を実施しました。アンケートの調査内容については、「国のモデル調査票」に本市独自の設問を加えて設計しています。

■調査結果の実施概要

(1)調査地域 雲南市全域

(2)調査対象

- ①調査対象 就学前児童：市内に居住する０歳～小学校入学前までの子どもがいる家庭。
小学校児童：市内に居住する小学生の子どもがいる家庭。

②標本数及び有効回収数

	標本数(配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童	1,828	1,232	67.4%
小学校児童	1,665	1,406	84.4%

(3)調査方法

- ・市内の幼稚園・保育所・認定こども園、小学校等での配布及び回収
- ・郵送による配布及び回収

内容については、第3章 本市における子育て支援の成果と課題にまとめました。
アンケート調査の回答については、資料編に掲載しています。

【６】関係団体ヒアリング調査の実施

■調査の実施概要

本市において、就学前児童及び小学校児童を対象とした子育て支援事業を実施する、幼稚園・保育所・認定こども園や、放課後児童クラブ、子育て支援センターなどの事業実施者を対象に、本市の子育ての実態や保護者ニーズ、意見等を調査し、計画策定の基礎資料とすることを目的として、現地ヒアリング及び郵送により調査を実施しました。

内容については第3章 本市における子育て支援の成果と課題にまとめました。
ヒアリング調査の回答については、資料編に掲載しています。

第3章 本市における子育て支援の成果と課題

第1期『雲南市子ども・子育て支援事業計画』における取り組み方針ごとに、雲南市における子ども・子育てに関する課題や取り組み成果を、「保護者ニーズ調査」「関係団体ヒアリング調査」「行政施策の評価」の各視点より、以下の通り整理します。

1-1. 地域における子育て支援施策の充実 《地域住民参画／情報発信／子育て支援センター／ファミリー・サポート・センター／相談窓口》

保護者ニーズ	・ 子育て支援センターの利用の現状に対し、利用希望が上回っていることから、今後とも利用者受入れ体制の充実が求められます。
関係団体等	・ 子育て支援センターは、本市の中心部では利用者に好評であり、ファミリー・サポート・センターにおける預かりの場としても活用されています。また、全市民的に相談窓口や交流の場としての役割も大きく、周辺部での利用は減少しているものの、今後も重要な役割を果たしていくことが期待されます。 ・ ファミリー・サポート・センターは徐々に周知が進み、利用者に喜ばれていますが、援助会員の確保が課題となっています。 ・ 保育所等では、地域との交流を大切に運営していますが、子どもの基礎的な生活や職員負担とバランスを取りながら実施していくことが必要です。 ・ 耕作放棄地や管理の行き届かない山林が増え、地域環境を活かした保育が困難さを増しつつあります。 ・ 母親の就労率向上に伴って、保護者の時間的ゆとりが少なくなり、親同士や地域でのつながりが希薄になりつつあります。
行政施策	・ 地域自主組織と連携した子育て支援事業に取り組んでいますが、地域住民の高齢化が進み、担い手確保が難しい状況です。 ・ 子育て総合相談窓口として「すワン」を開設し、対応に取り組んできました。子育てに関する悩みや相談件数は増加していますが、スタッフの対応に限りがあり、その体制整備が必要です。学校、子育て支援施設の職員の専門性の向上を図るための取り組みが必要です。 ・ 木次子育て支援センターの利用者が増加しており、手狭となっています。 ・ 母子保健コーディネーター及び母子保健包括支援センター「だっこ♪」を設置し、切れ目ない支援が可能な体制が整いました。今後、より一層の充実が求められます。

1-2. 家庭の状況に応じた子どもへの支援の充実 《児童虐待／ひとり親家庭／障がい児》

保護者ニーズ	・ 児童虐待に関する相談窓口や連絡先の認知度は5割程度と広がりを見せていますが、各種情報や相談窓口のさらなる周知が求められます。
関係団体等	・ 問題を抱える保護者は増加の傾向にあり、児童相談所、警察、保健所等関係機関との連携をとりつつ、細やかな対応が求められています。 ・ 市外からの移住者、ひとり親、外国人の保護者も増えており、多様化する保

	護者への支援が求められています。
行政施策	・ 雲南市要保護児童対策地域協議会において定期的に連絡調整を行っています。ケース管理を適切に行うための職員の専門性向上が必要です。 ・ 児童虐待の未然防止や保護者支援のための講演会や講座を開催していますが、これらを周知し、参加を促すことが課題です。 ・ 以前と比較して入所を希望する障がい児の数が増え、それに伴い、保育所などでの職員の確保が課題です。また、専門医の確保や保護者支援も必要です。 ・ 障がい福祉サービスの中で、市外特別支援学校通学のための移動支援事業のニーズが高まっており、受け入れ拡大のための支援が求められています。 ・ 障がいの程度に応じた適切な教育をうけるために、市外特別支援学校への通学負担軽減に向けた支援に取り組む必要があります。（令和元年10月から負担軽減のための2事業を開始しました。）

1-3. 子どもの安全の確保と生活環境の整備 《交通安全／防犯／防災／住宅／公園》

保護者ニーズ	・ 公園など、子どもの遊び場の確保や、子どもが犯罪等の被害にあわない環境整備が求められています。
関係団体等	・ 放課後児童クラブだけでなく、特に中・高学年の児童が放課後に自宅以外で過ごすことのできる場所の検討も望まれます。
行政施策	・ 地域のボランティアの協力により登下校時の子どもたちの見守りが行われていますが、高齢化に伴ってボランティアが不足している地域も出ています。 ・ 子育て世帯のニーズにあった遊具の老朽化が進んでおり、計画的な更新をすることが課題となっています。 ・ 新たに三刀屋公園を整備し、一部供用を開始しました。

2-1. 多様な子育てニーズに対応する質の高い保育の推進 《幼稚園・保育所(園)・認定こども園／病児・病後児保育／放課後児童クラブ》

保護者ニーズ	・ 就学前児童の子育て支援施設の利用は高まっており、特に0歳児からのニーズが高まる傾向にあります。
関係団体等	・ 土曜保育のニーズが高まっていますが、職員の負担増とスタッフ配置に多くの施設が苦慮しています。 ・ 保育士の確保が課題となっている中、特に若手保育士の育成において、十分なスキルと自信を得るまでのサポート(研修期間等)が必要とされています。 ・ 0歳～2歳児の預かりができない幼稚園や認定こども園への入所を控える保護者も多く、兄弟との関連もあり、課題となっています。 ・ 世帯分離や核家族化に伴い、保育ニーズは高まっていますが、その一方

	で、家庭で子育てに関わる大人が少なく、保護者の負担感も増大する傾向にあることから、家庭における子育て支援が求められています。 ・ 幼稚園、認定こども園、保育所(園)の在り方について、保護者のニーズ、子どもの育ち、運営面、地域との関わりなど、総合的な検討が求められています。
行政施策	・ これまで、保育所や幼稚園の認定こども園化を進め、預かり保育や延長保育、病児・病後児保育の充実を図り、受入れ体制を整えてきました。 ・ 保育士・看護師・調理師の確保が難しく、子育て支援事業の維持や、質の低下も招く恐れがあるため、対策が必要です。 ・ 令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化が実施されるにあたり、雲南市独自の軽減策を検討する必要があります。(令和元年10月から3～5歳児を対象に副食費の無償化を開始しました。) ・ 特別保育の拡充が必要ですが、保育業務委託計画に併せて進めていきます。 ・ 病児・病後児保育については、感染症の流行期には利用希望が重なるため利用できない場合があります。 ・ 放課後児童クラブの利用者増加に伴い、施設の確保や更新が必要です。

2-2. ワーク・ライフ・バランスの推進 《就労環境／男女共同参画》

保護者ニーズ	・ 母親の育児休業取得とその後の職場復帰は増加する傾向にありますが、職場の制度や育児休暇を取りにくい雰囲気など、課題が残されています。 ・ 子育てと仕事との両立について、多くの保護者が家庭・職場の理解を求めており、切実な課題となっています。
関係団体等	・ 保護者が育休を取得できない職場環境があり、入所への不安も伴って、0歳児からの入所が進む傾向にあります。職場環境の改善や安心して入所できる体制づくりが必要です。
行政施策	・ 結婚・出産・育児により退職し再就職を希望する女性に対して雲南市無料職業紹介所、ハローワーク雲南、レディース仕事センター等の関係機関と連携して各種支援や企業への啓発を行っています。

3-1. 子どもが心豊かに成長するための活動の推進 《多様な体験・ふれあい／児童・生徒の健全育成／思春期保健》

保護者ニーズ	・ 小学校児童の保護者は、子どもの教育や友達付き合いに悩みを抱えています。
関係団体等	・ 核家族化の進行、遊び場の減少、メディアへの依存が高い子どもの増加からも、学童保育の重要性が高まっています。
行政施策	・ 市内各所で実施している育児相談は参加者が多く、対応が求められています。

	・ブックスタートボランティアや職場体験参加事業所が減少傾向にあり、実施方法の検討が必要です。 ・放課後子ども教室ではスタッフが高齢化しており、確保が課題です。 ・身体教育医学研究所うんなんでの取り組みを進めています。その成果を幼児期運動プログラムの普及・改善へとつなげていく必要があります。 ・インターネット普及に伴うネットトラブルへの対策が求められています。 ・おんせんキャンパスに通う児童生徒の学校への復帰率が高く、不登校支援については一定の事後の対策が確立されてきました。今後は長期化等のひきこもりにならないための対策と不登校の未然防止への対策が求められます。
--	---

3-2. 家庭・地域における教育力の向上 《家庭教育／地域の教育力》

保護者ニーズ	・就学前児童の保護者は、子どもとの時間を十分に取れないことや、子どもを叱りすぎているような気がするなど、子育てに悩みを抱えています。
関係団体等	・関係団体においても、家庭における子育てとして保護者支援の必要性が認識されており、相談や話し相手、つながりづくりが求められています。
行政施策	・親学プログラムが定着化しています。 ・地域コーディネーターや教育支援コーディネーターの確保が課題となっています。

3-3. 教育環境の充実 《保・幼・小・中連携／施設整備／図書館》

保護者ニーズ	・子育て支援施設利用希望については、高くなる傾向にあります。
関係団体等	・子ども数の減少に伴いPTA会員も減少し、活動の縮小を迫られるケースも出ています。 ・保育所、放課後児童クラブなどでは施設の老朽化や手狭になる施設がある一方で、将来の子ども数の減少を考慮すると投資しづらい面があり、施設の利活用や整備・修繕には十分な検討が求められます。
行政施策	・各中学校区ごとに学校運営協議会が設置され、教育支援コーディネーターによる地域や家庭との連携が図られていますが、家庭への浸透が課題であり、そのためにも学校運営協議会の議論の活性化が求められています。 ・保育所・幼稚園・小学校・中学校など、老朽化している施設もあり、修繕への予算確保が課題です。

4-1. 妊娠・出産期の支援 《妊娠・出産》

行政施策	・母子保健包括支援センター「だっこ♪」を設置しました。今後、人材の確保・育成及び周知が求められています。 ・妊娠・出産・育児へと切れ目ない支援を行っていくための情報発信が必要です。また、支援の必要な妊婦や母子に対しては、医療機関（複数科）、保健
------	---

	所等の関係機関が連携したアプローチが求められます。
--	---------------------------

4-2. 親子の健康づくりと食育の推進 《乳幼児保健／食育／子どもの医療》

行政施策	・ 子育て支援のための各種講座や診察・相談を行っていますが、事業の周知や人材の確保が必要です。 ・ 離乳食についての困り感のある母親が多いことから、実態把握が必要です。 ・ 母子保健コーディネーターを核として医療機関との連携強化をさらに充実していくことが求められます。
------	--